

第2節 実効的な抑止及び対処

各種事態に適時・適切に対応し、国民の生命・財産と領土・領海・領空を確実に守り抜くためには、総合的な防衛体制を構築して各種事態の抑止に努めるとともに、事態の発生に際しては、その推移に応じてシームレスに対応する必要がある。このため、わが国周辺を広域にわたり、常時継続的に監視することで、情報優越¹を確保すると

もに、各種事態が発生した場合には、適切な時期及び海空域で海上優勢²及び航空優勢³を確保して実効的に対処し、被害を最小化することが重要である。

【参照】 資料17（自衛隊の主な行動）

資料18（自衛官又は自衛隊の部隊に認められた武力行使及び武器使用に関する規定）

第1章

わが国の防衛を担う組織と実効的な抑止及び対処

1 周辺海空域における安全確保

わが国は、6,800あまりの島々で構成され、世界第6位⁴の排他的経済水域（EEZ）を有するなど
Exclusive Economic Zone
広大な海域に囲まれており、自衛隊は、平素から領海・領空とその周辺の海空域において常時継続的な情報収集及び警戒監視を行っている。

① 周辺海空域における警戒監視

(1) 基本的考え方

各種事態に際し、自衛隊が迅速かつシームレスに対応するため、自衛隊は、平素から常時継続的にわが国周辺海空域の警戒監視を行っている。

(2) 防衛省・自衛隊の対応

海自は、平素からP-3C哨戒機などにより、北海道周辺や日本海、東シナ海を航行する船舶などの状況を、空自は、全国28か所のレーダーサイト

と早期警戒管制機などにより、わが国とその周辺の上空を24時間態勢で警戒監視している。また、主要な海峡では、陸自の沿岸監視隊や海自の警備所などが24時間態勢で警戒監視を行っている。さらに、必要に応じ、護衛艦・航空機を柔軟に運用して警戒監視を行い、わが国周辺における各種事態に即応できる態勢を維持している。

こうした中、12（平成24）年9月のわが国政府による尖閣三島（魚釣島、南小島、北小島）の所有権の取得以降、中国公船が尖閣諸島周辺のわが国領海へ断続的に侵入⁵し、平成28（2016）年度には、中国海軍艦艇による沖縄本島・宮古島間の海域などの南西諸島の通過を伴う活動が12回確認された。同年6月には、中国海軍戦闘艦艇が尖閣諸島北方のわが国の接続水域に初めて入域したほか、中国海軍情報収集艦が、^{くちの えらぶ}口永良部島（鹿児島県）西のわが国の領海を航行し、その後、北大東



警戒監視に従事する陸自隊員



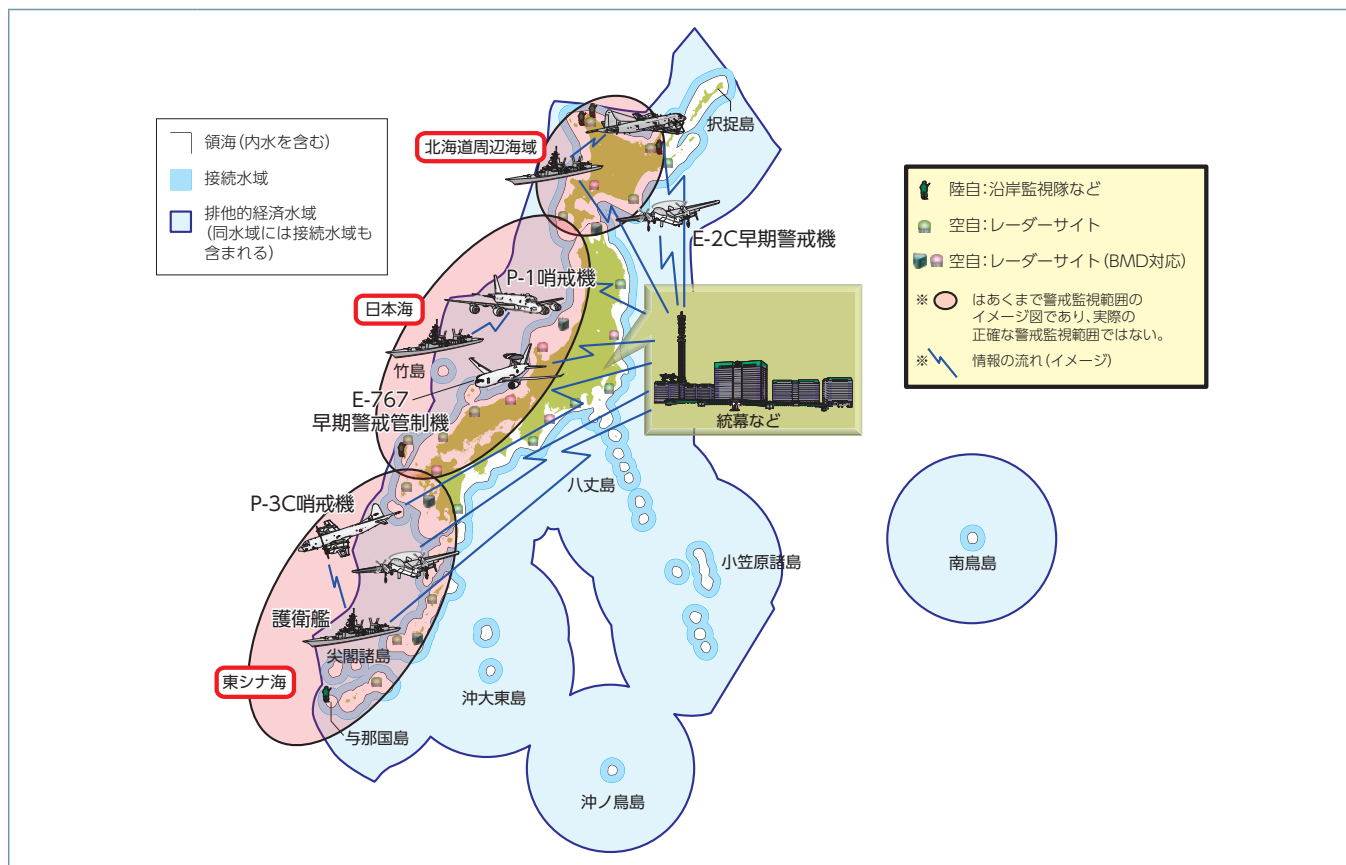
警戒監視を行う海自P-3C哨戒機



警戒監視を行う空自E-767早期警戒管制機

- 1 情報の認知、収集、処理、伝達を迅速かつ的確に行うことについて相手方に優ること
- 2 海域において相手の海上戦力より優勢であり、相手方から大きな損害を受けることなく諸作戦を遂行できる状態
- 3 わが航空部隊が敵から大なる妨害を受けることなく諸作戦を遂行できる状態
- 4 海外領土を除く。海外領土を含める場合は世界第8位
- 5 15（平成27）年12月26日以降、機関砲らしきものを搭載した中国公船が我が国領海に侵入してくるようになっている。

図表Ⅲ-1-2-1 わが国周辺海空域での警戒監視のイメージ



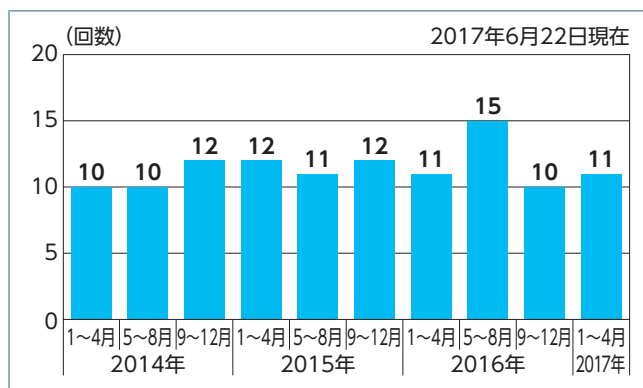
島接続水域に入域した後、尖閣諸島南方海域を往復航行した。その後も、中国海軍艦艇は、わが国周辺海域における活動を継続しており、同年12月には、クズネツォフ級空母「遼寧」を含む艦艇6隻が沖縄本島・宮古島間を通過し西太平洋に進出した。なお、同空母の太平洋進出は、初確認である。さらに、17(同29)年7月には、中国海軍情報収集艦が小島(北海道松前町)南西のわが国領海に入域した。この情報収集艦は、その後、領海から出域し、津軽海峡を東航し太平洋へ進出した。

中国の公船や海軍艦艇は、今後も活動海域をより一層拡大するとともに、活動の活発化をさらに進めていくものと見られるため、より一層注視していく必要がある。

防衛省・自衛隊は、このような情勢を受け、海上保安庁と平素から現場を含めて警戒監視活動により得られた情報を共有するなど、関係省庁との連携の強化を図っている。

【参考】 図表Ⅲ-1-2-1(わが国周辺海空域での警戒監視のイメージ)、図表Ⅲ-1-2-2(中国公船の尖閣諸島周辺の領海への侵入回数)

図表Ⅲ-1-2-2 中国公船の尖閣諸島周辺の領海への侵入回数



2 領空侵犯に備えた警戒と緊急発進(スクランブル)

(1) 基本的考え方

国際法上、国家はその領空に対して完全かつ排他的な主権を有している。対領空侵犯措置は、公共の秩序を維持するための警察権の行使として行うものであり、陸上や海上とは異なり、この措置を実施できる能力を有するのは自衛隊のみであることから、自衛隊法第84条に基づき、第一義的に空自が対処している。



東シナ海における警戒監視任務における緊迫感

わが国は、約6,800の島嶼を抱え、世界第6位の領海・排他的経済水域を持つ海洋国家です。わが国周辺の海空域における各種事態に対し迅速かつシームレスに対応するため、防衛省・自衛隊の艦艇・航空機は、平素から警戒監視活動を行っています。特に東シナ海では、既存の国際法秩序とは相いれない独自の主張に基づき、自国の権利を一方的に主張し行動する事例が多く見られるようになっており、護衛艦などによる常時継続的な警戒監視の必要性が高まっています。



海幕人事教育部厚生課 厚生課長 1等海佐 にしわき 西脇 まさふみ 匡史(元第12護衛隊司令)

海自は、わが国周辺海域を航行する外国軍艦などに対する警戒監視を24時間態勢で行っています。一方、外国軍艦などがどのような目的で、いつ、どのルートで、どの程度の期間、わが国周辺海域を航行するのかは予測が困難なため、警戒監視に従事する乗員には肉体的にも精神的にも大きな負担を強いることになります。

具体的には、ゴールデンウィークや年末年始でも、急きょ、休暇を取り止め、母港から出港することがあります。また、特に東シナ海においては、事態をエスカレーションさせないために、艦艇の動きのみならず、レーダーや武器などの操作にも細心の注意を払う必要があり、一時も気を抜くことは許されません。さらに、警戒監視が長期間に及ぶ場合には、野菜などの生鮮食料品が底を突くこともあります。

このことから、現場の指揮官は、警戒監視中も適度の休養や運動などの機会を与えることにより、乗員のストレスを少しでも軽減させることに特に気を配っています。



艦橋上部にて指揮を執る筆者(右端)

(2) 防衛省・自衛隊の対応

空自は、わが国周辺を飛行する航空機を警戒管制レーダーや早期警戒管制機などにより探知・識別し、領空侵犯のおそれのある航空機を発見した場合には、戦闘機などを緊急発進(スクランブル)させ、その航空機の状況を確認し、必要に応じてその行動を監視している。さらに、この航空機が実際に領空を侵犯した場合には、退去の警告などを行う。

16(同28)年9月に、中国軍の戦闘機と推定される中国軍用機が初めて沖縄本島と宮古島間を通過した。同年11月には、中国軍の爆撃機など4機が太平洋から沖縄本島と宮古島を通過し、その際、戦闘機2機が合流したことを確認している。同年12月にも戦闘機2機を含む計6機の中国軍

用機が沖縄本島と宮古島を通過している。17(同29)年1月には、爆撃機6機を含む計8機の中国軍用機が対馬海峡上空を通過して、東シナ海と日本海との往復飛行を行った。また、同年3月には戦闘機と推定される中国軍用機6機を含む計13機が沖縄本島と宮古島を通過し、その後反転して引き返した。さらに、同年5月には、尖閣諸島付近のわが国領海に侵入した中国公船から、小型無人機らしき物体1機が、わが国領空を飛行する領空侵犯事案が生じた。ロシア軍においても、同年1月、爆撃機2機がわが国周辺において長距離飛行を実施するなど、特異な事例が生起している。

このように中国軍及びロシア軍は、わが国周辺における活動を活発化させている。これらの事案

に対し、空自は戦闘機を緊急発進させて対応しており、平成28(2016)年度の空自機による緊急発進(スクランブル)回数は1168回であり、前年度と比べて295回増加し、1958(昭和33)年に



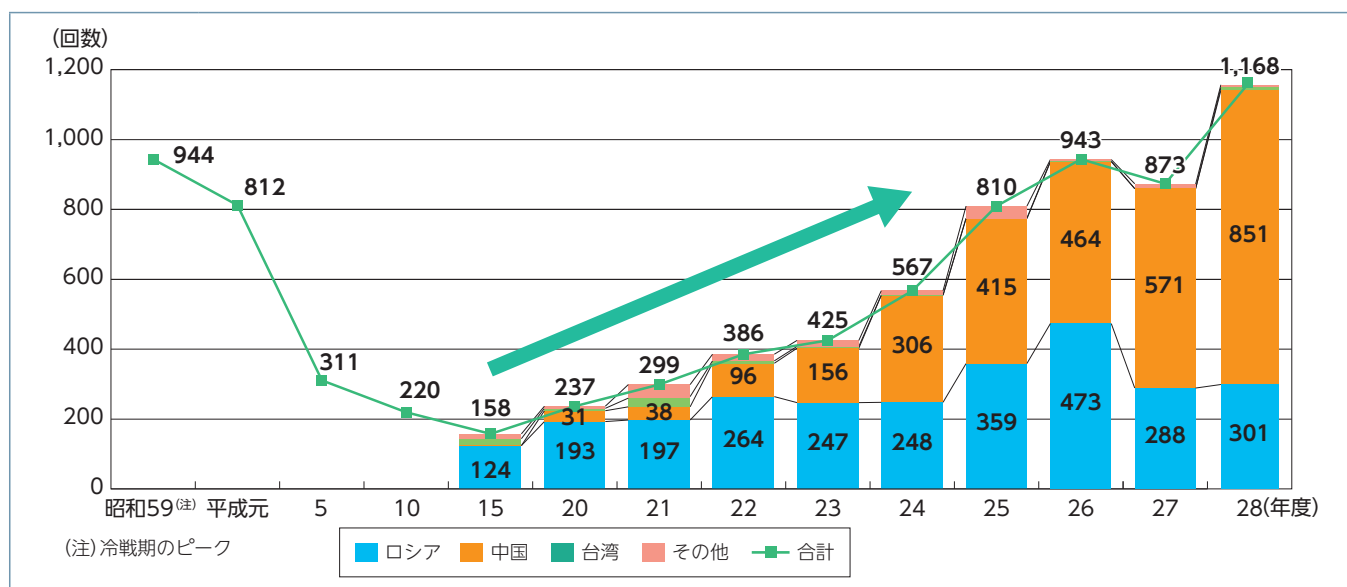
緊急発進(スクランブル)する空自F-15J戦闘機

対領空侵犯措置を開始して以来、過去最多となった。そのうち、中国機に対する緊急発進回数は851回であり、前年度と比べて280回増加し、過去最多となっている。

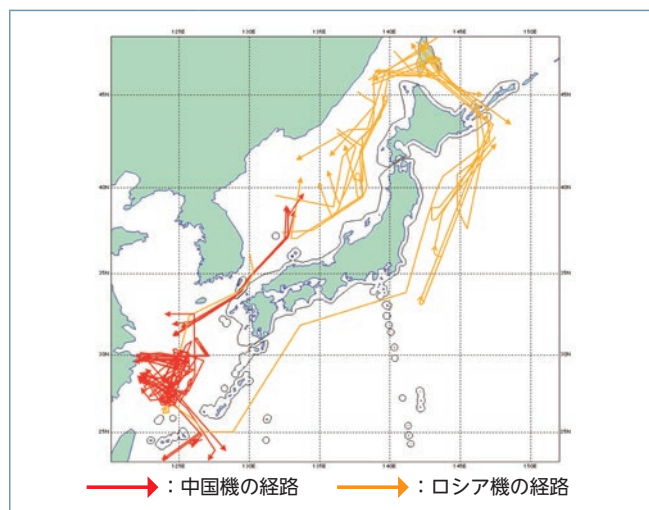
なお、13(平成25)年11月の、中国による「東シナ海防空識別区」設定後も、防衛省・自衛隊は、当該区域を含む東シナ海において、従前どおりの警戒監視などを実施しており、引き続き、わが国周辺海空域における警戒監視に万全を期すとともに、国際法及び自衛隊法に従い、厳正な対領空侵犯措置を実施している。

Q 参照 図表Ⅲ-1-2-3(冷戦期以降の緊急発進実施回数とその内訳)、図表Ⅲ-1-2-4(緊急発進の対象となった航空機の飛行パターン例)、図表Ⅲ-1-2-5(わが国及び周辺国の防空識別圏(ADIZ))

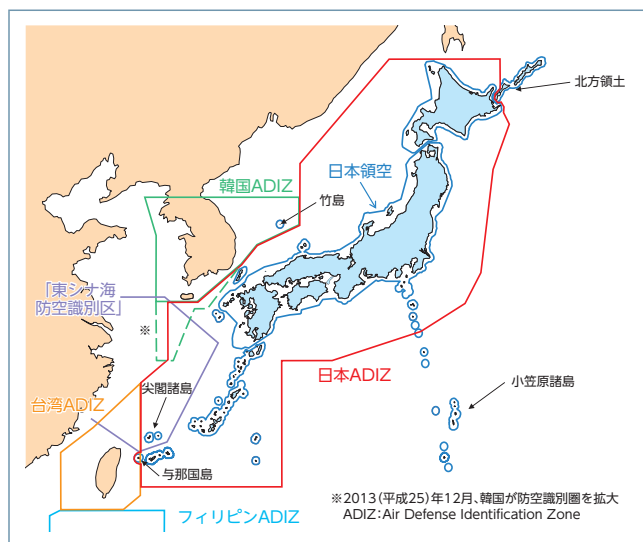
図表Ⅲ-1-2-3 冷戦期以降の緊急発進実施回数とその内訳



図表Ⅲ-1-2-4 緊急発進の対象となった航空機の飛行パターン例



図表Ⅲ-1-2-5 わが国及び周辺国の防空識別圏(ADIZ)





過去最多となる中国機への緊急発進とそれに対応する空自

空自は、1958（昭和33）年以来、領空を侵犯するおそれのある航空機に対し、戦闘機を緊急発進させるなどして、領空侵犯を生じさせないよう万全を期してきました。平成28（2016）年度は、戦闘機による緊急発進の回数が、今までの最多であった昭和59（1984）年度の944回を超えて、約60年間で最多の1168回となりました。昭和59年度では、北部航空方面隊の緊急発進回数が最も多く439回でしたが、平成28年度では、南西航空混成団の緊急発進回数が803回で最も多くなり、これは南西方面の安全保障環境が厳しさを増していることの表れです。

この要因は中国軍用機の活動の拡大・活発化にあり、わが国周辺空域においては、中国軍用機の活動機数が増加するとともに、近年は、中国軍用機は東シナ海においてその活動範囲を徐々に東及び南方向に拡大する傾向にあります。このような漸進的^{ぜんしん}拡大の結果、沖縄本島をはじめとするわが国南西諸島により近接した空域において中国軍用機の活動がますます増加しており、これが緊急発進回数の増加につながっています。

こうした中国軍用機の活動の拡大・活発化に伴い、平成28年度における南西航空混成団による緊急発進回数は全国の6割以上に達しました。南西地域の防空体制を一層強化するため、17（平成29）年7月1日をもって南西航空混成団は南西航空方面隊に改編され、引き続き、南西航空方面隊が南西地域の防空の要として、昼夜を問わず、厳正な対領空侵犯措置の任務にあたっています。



第9航空団飛行群第304飛行隊（沖縄県那覇市）

飛行班員 1等空尉 瀬長 ひとし

那覇基地に所在する第9航空団は、南西方面唯一の戦闘機（F-15）部隊であり、平成28年度の緊急発進回数は800回を超え、毎日のように緊急発進を行っています。また、第9航空団は、中国機に対する緊急発進の大部分を担っており、私達戦闘機パイロットは、24時間365日途切れることなく警戒待機に就いております。緊急発進により急行し中国機への対応を行う際に私が常に心掛けているのは、領空保全の意思を示す毅然とした態度、法規類に則った慎重かつ厳正な行動、そしてどんな状況にも緊張感を持ちつつ適切に対応する冷静さを維持することです。厳しさを増す南西地域の安全保障環境にあって、任務における私達の行動一つ一つが、国家間の重大な事態に結びつく可能性があるということを常に肝に銘じつつ任務にあたっています。任務を終え、無事着陸したとしても達成感を味わうのも束の間、次の緊急発進に備えた準備を速やかに行う必要があります。私が生まれ育った美ら海（ちゅうみ）の空におけるこのような現状に、胸が熱くなり強い使命感が湧いてきます。今後さらに厳しさを増す可能性のあるこの南西地域において、ますます厳正かつ毅然とした態度を持って任務に邁進し、我が国の平和と安全に貢献していく所存です。



F-15に搭乗し、飛行前点検を行う瀬長1尉

③ 領海及び内水内潜没潜水艦への対処など

(1) 基本的考え方

わが国の領水⁶内で潜没航行する外国潜水艦に対しては、海上警備行動を発令して対処する。こうした潜水艦に対しては、国際法に基づき海面上を航行し、かつ、その旗を揚げるよう要求し、これに応じない場合にはわが国の領海外への退去を要求する。

(2) 防衛省・自衛隊の対応

海自は、わが国の領水内を潜没航行する外国潜水艦を探知・識別・追尾し、こうした国際法に違反する航行を認めないとの意思表示を行う能力及び浅海域における対処能力の維持・向上を図っている。04（同16）年11月、先島群島周辺のわが国領海内を潜没航行する中国原子力潜水艦に対し、海上警備行動を発令し、海自の艦艇及び航空機により潜水艦が公海上に至るまで継続して追尾した。

その後、13（同25）年5月、14（同26）年3月及び16（同28）年2月には、領海への侵入は認められなかったものの、接続水域内を航行する潜没潜水艦を海自P-3C哨戒機などが確認した。国際法上、外国の潜水艦が沿岸国の接続水域内を潜没航行することは禁じられているわけではないが、

このような活動に対して、わが国は適切に対応する態勢を維持している。

④ 武装工作船などへの対処

(1) 基本的考え方

武装工作船と疑われる船（不審船）には、警察機関である海上保安庁が第一義的に対処するが、海上保安庁では対処できない、又は著しく困難と認められる場合には、海上警備行動を発令し、海上保安庁と連携しつつ対処する。

(2) 防衛省・自衛隊の対応

防衛省・自衛隊は、1999（同11）年の能登半島沖での不審船事案や01（同13）年の九州南西海域での不審船事案などの教訓を踏まえ、海上保安庁と定期的に共同訓練を行うなど、関係省庁との連携を強化している。

特に海自は、①ミサイル艇の配備、②特別警備隊⁷の編成、③護衛艦などへの機関銃の装備、④強制停船措置用装備品（平頭弾）⁸の装備、⑤艦艇要員の充足率の向上、⑥立入検査隊に対する装備の充実などを実施してきたほか、1999（同11）年防衛庁（当時）と海上保安庁が策定した「不審船に係る共同対処マニュアル」に基づき、連携の強化を図っている。



若狭湾において実施された共同訓練で海上保安庁巡視船「きそ」甲板に降下する海自SH-60K哨戒ヘリ（16（平成28）年10月）

⁶ 領海及び内水

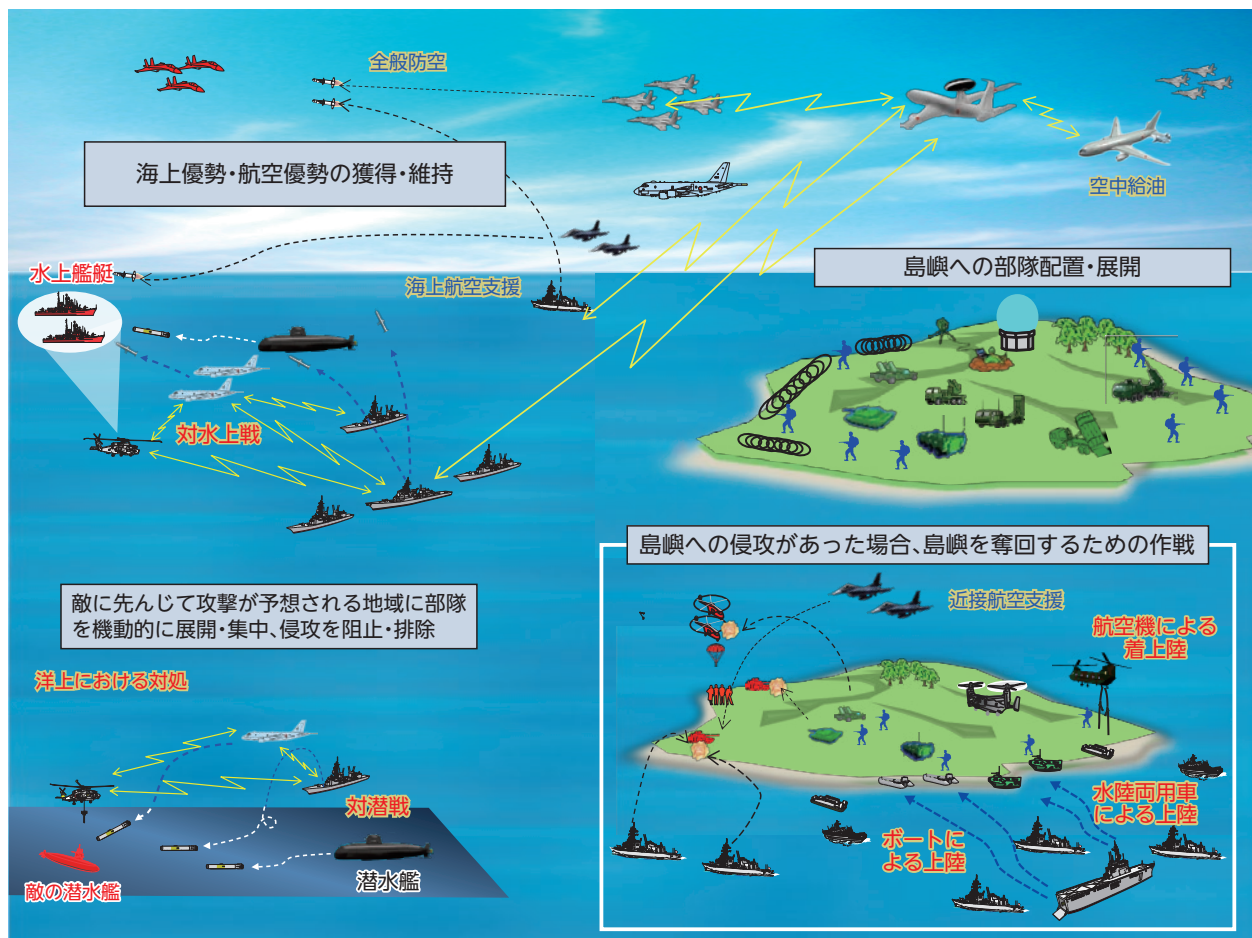
⁷ 01（平成13）年3月、海上警備行動下において不審船の立入検査を行う場合、予想される抵抗を抑止し、その不審船の武装解除などを行うための専門の部隊として海自に新編された。

⁸ 護衛艦搭載の76mm砲から発射する無炸薬の砲弾で、先端部を平坦にして跳弾の防止が図られている。

2

としま
島嶼部に対する攻撃への対応

図表Ⅲ-1-2-6 島嶼防衛のイメージ図



1 基本的考え方

わが国は多くの島嶼を有するが、これに対する攻撃に対応するためには、安全保障環境に即した部隊などの配置とともに、自衛隊による平素からの常時継続的な情報収集、警戒監視などにより、兆候を早期に察知し、海上優勢・航空優勢を獲得・維持することが重要である。

事前に兆候を得たならば、侵攻が予想される地域に、陸・海・空自が一体となった統合運用により、敵に先んじて部隊を展開・集中し、敵の侵攻を阻止・排除する。島嶼への侵攻があった場合には、航空機や艦艇による対地射撃により敵を制圧した後、陸自部隊を着上陸させるなど島嶼奪回のための作戦を行う。また、弾道ミサイル、巡航ミサイルなどによる攻撃に的確に対応する。

【参照】 図表Ⅲ-1-2-6（島嶼防衛のイメージ図）

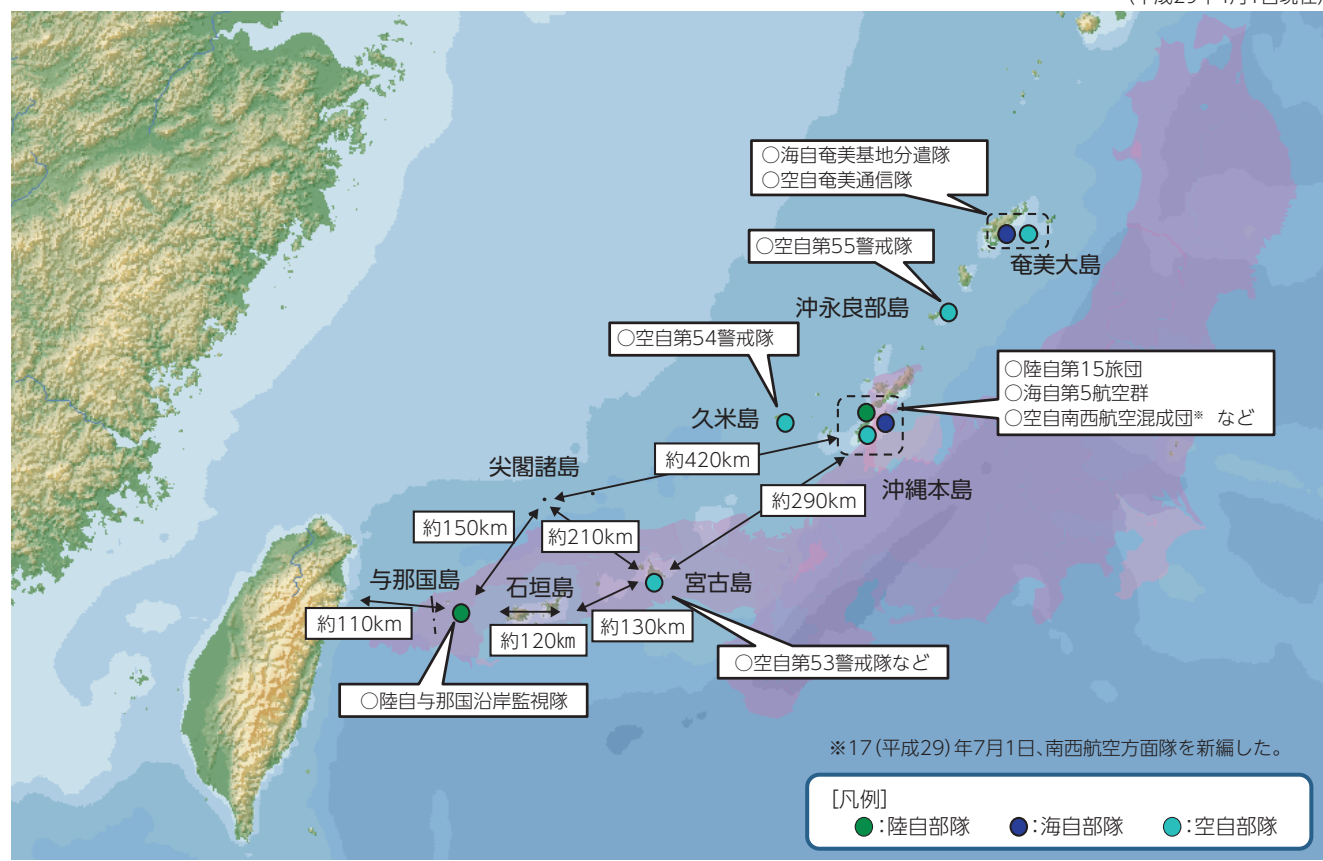
2 防衛省・自衛隊の取組

南西地域の防衛態勢強化のため、空自は、16（平成28）年1月、那覇基地に戦闘機1個飛行隊を移動し2個飛行隊に増勢して、第9航空団を新編したほか、17（同29）年7月、南西航空方面隊を新編した。陸自は、同年3月、与那国島に与那国沿岸監視隊などを新編した。今後、陸自は、奄美大島、宮古島、石垣島に初動を担任する警備部隊などを配置するとともに、本格的な水陸両用作戦機能を備えた水陸機動団を新編するほか、海自は、P-1固定翼哨戒機やSH-60K回転翼哨戒機などを取得する。これらにより、常時継続的な情報収集・警戒監視態勢や事態発生時に迅速な対処が可能な体制を整備することとしている。

さらに、部隊の迅速かつ大規模な輸送・展開能力を確保するため、おおすみ型輸送艦の改修、多

図表Ⅲ-1-2-7 南西諸島における主要部隊配備状況

(平成29年4月1日現在)



海自輸送艦「おおすみ」からポートにて発進準備中の陸自隊員
(16(平成28)年11月)

機能艦艇のあり方を検討するとともに、V-22オスプレイ及びC-2輸送機を導入することにより、機動展開能力の向上を図っていく。

特にV-22オスプレイの運用に際しては、防衛省はその配備先として、統合運用における関連部隊の位置関係や滑走路長、地元への負担を軽減できる地理的環境などから、佐賀空港を最適の飛行場と判断したところであり、丁寧な地元説明を行い、理解を得たいと考えている⁹。

このほか、水陸両用作戦に関する能力向上を図るため、訓練などにも取り組んでいる。16(同28)年10月から11月にかけて、日米共同統合演習(実動演習)(キーンソード17)¹⁰、17(同29)年2月には米国における米海兵隊との実動訓練といった日米共同訓練(アイアンフィスト)を実施した。

【参照】 図表Ⅲ-1-2-7(南西諸島における主要部隊配備状況)

⁹ 佐賀空港においては、佐賀空港の西側に駐機場や格納庫などを整備し、目達原駐屯地から移駐する約50機のヘリコプターと新規に取得する17機のオスプレイと合わせて約70機の航空機を配備することを想定している。

¹⁰ 日米共同で実施する最大規模の統合演習であり、本年度は、16(平成28)年10月30日から11月11日の約2週間、わが国の周辺海空域、自衛隊基地及び在日米軍基地並びにグアム、北マリアナ諸島において実施された。この演習には、陸・海・空自衛隊の人員約2万5千人、艦艇等約20隻、航空機約260機が参加し、武力攻撃事態における島嶼防衛を含む自衛隊の統合運用要領及び米軍との共同対処要領を演練し、その能力の維持・向上を図ることを目的とした様々な訓練を実施した。



南西諸島防衛体制強化に対する関係首長の声 沖縄県与那国町長からのメッセージ

与那国町長 外間 守吉氏

与那国島は、日本で一番最後に沈む夕日を見ることができる日本最西端の島です。東京から約1,900Km、沖縄本島からも約500Km離れており、むしろ台湾とは約110Kmしか離れておらず年に数回その山並みを見ることができます。

このような国境の島に住むと厳しさを増す安全保障環境を肌で感じることも多く、町民にとって自衛隊の配備は長年の願いでした。このため、昭和48年4月の「自衛隊の配備に係る要請」の町議会決議以降、自衛隊配備の実現に向け活動を続けて参りました。

そして、平成28年3月、与那国沿岸監視隊等が新編され、隊員及びそのご家族を町民としてお迎えして以来、町内の交流も盛んであり、隊員ご子息の転入により小学校の複式学級が解消され、町は活気に溢れています。また、平成28年4月の水難事故に伴う災害派遣においては、迅速に対応頂き自衛隊が身近にすることで町民の「安心・安全」が保たれることを痛感致しております。

与那国町は、本年12月に町制施行70周年の節目を迎えます。今後とも、町民の「安心・安全」を保つため、町長として常に「責任ある使命感」の下、駐屯地の皆さまとともに、共存、共働出来る「国境の島、与那国島」を護り続けて参ります。



与那国駐屯地創立1周年記念行事で
訓辞を述べる外間与那国町長

与那国町長 外間 守吉



解説

自衛隊初の本格的な水陸両用作戦部隊「水陸機動団」の新編

平成29年度末に新編される水陸機動団は、万が一島嶼を占拠された場合、速やかに上陸・奪回・確保するための本格的な水陸両用作戦を行うことを主な任務とする陸自が初めて保有する本格的な水陸両用作戦部隊です。これまで陸自になかった水陸両用作戦機能を整備するにあたり、現在様々な教育訓練などに取り組んでいます。例えば、隊員は洋上での行動に必要な各種技術の修得に加え、水陸両用車(AAV7)を使用した訓練やヘリコプターから海面への降下とそれに引き続くボートなどを使用した水路潜入訓練など、厳しい訓練に日々汗を流しております。また、海自、空自及び米軍などとの連携の向上を図るため、国内外の演習に積極的に参加し、ノウハウの蓄積に励んでいます。

水陸機動団が新編されることにより、島嶼防衛に関する能力向上が図られ、わが国の抑止力が向上します。また、災害派遣においても海上からの迅速な救援活動など、幅広い活動が期待されます。



米軍との水陸両用作戦に係る共同訓練の状況

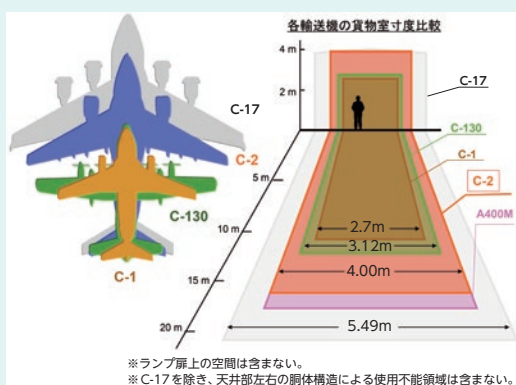
C-2配備に伴う各種作戦における輸送能力の強化

C-2輸送機は、C-1輸送機の後継機として、平成13年に開発に着手した国産の輸送機です。22年に初飛行を行い、28年6月には、量産初号機が空自へ納入され、空自岐阜基地で試験飛行を実施してきました。29年3月には、鳥取県に所在する空自美保基地に最初のC-2輸送機を3機配備しました。

C-2輸送機は、C-1輸送機に比べ、約3倍の貨物を搭載可能となったことに加え、航続距離も約4倍に延伸されており、これまで輸送機には搭載することのできなかったパトリオット、UH-60Jヘリコプター、水陸両用車、機動戦闘車、野外手術車などの大型の装備品も搭載することが可能となりました。C-2輸送機は、わが国周辺の厳しい安全保障環境を踏まえ、主として島嶼部に対する攻撃への対応のために導入を進めてきましたが、このような大規模かつ迅速な輸送力を活用し、災害対処や国際平和協力業務などにおける活躍も期待されています。



C-2輸送機



搭載量の比較 (C-1の約3倍)



航続距離の比較 (C-1の約4倍)

3 弾道ミサイル攻撃などへの対応

わが国は、弾道ミサイル攻撃などへの対応に万全を期すため、平成16(2004)年度から弾道ミサイル防衛(BMD)システムの整備を開始した。05(平成17)年には、自衛隊法の所要の改正を行い、同年、安全保障会議と閣議において、弾道ミサイル防衛用能力向上型迎撃ミサイルの日米共同開発に着手することを決定した。現在までに、イージス艦への弾道ミサイル対処能力の付与やパトリオット(PAC-3)¹¹の配備など、弾道ミサイル攻撃に対するわが国独自の多層防衛体制の整備を着実に進めている。さらに、北朝鮮が弾道ミサイル開発全体を一層進展させていることを踏まえ、引き続き、米国の先進的な取組や装備品などを研

究しつつ、防衛大綱などで示された、弾道ミサイル対処能力の総合的な向上についての取組及び検討を加速していく。

【参考】 資料40(わが国のBMD整備への取組の変遷)

① わが国の弾道ミサイル防衛

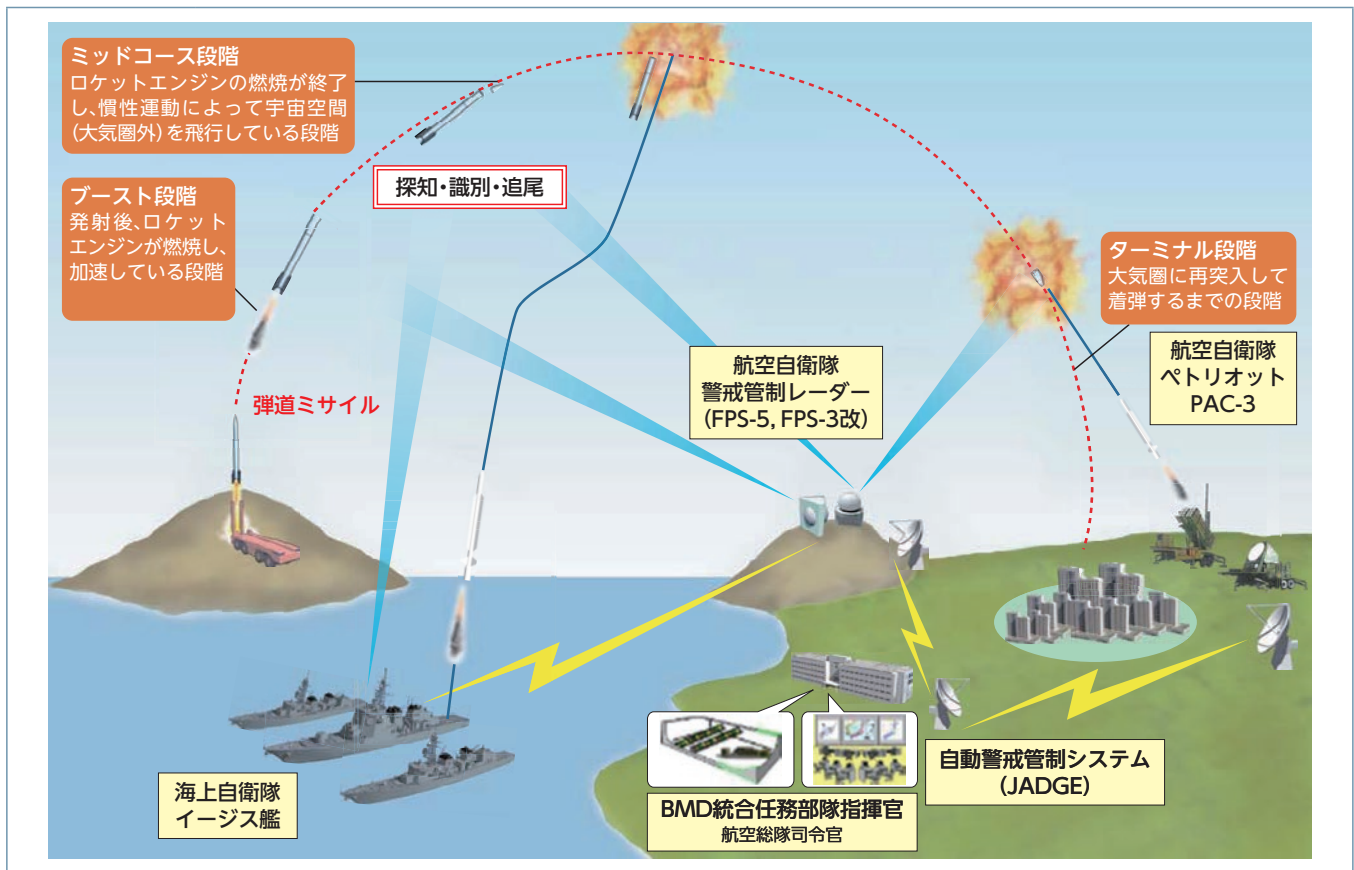
(1) 基本的考え方

わが国の弾道ミサイル防衛は、イージス艦による上層での迎撃とパトリオットPAC-3による下層での迎撃を、自動警戒管制システム(JADGE)¹²により連携させて効果的に行う多層防衛を基本としている。

¹¹ パトリオットPAC-3は、経空脅威に対処するための防空システムの一つであり、主として航空機などを迎撃目標としていた従来型のPAC-2と異なり、主として弾道ミサイルを迎撃目標とするシステム

¹² 自動警戒管制システムは、全国各地のレーダーが捉えた航空機等の情報を一元的に処理し、対領空侵犯措置や防空戦闘に必要な指示を戦闘機などに提供するほか、弾道ミサイル対処においてパトリオットやレーダー等を統制し、指揮統制及び通信機能の中核となるシステム

図表Ⅲ-1-2-8 BMD整備構想・運用構想（イメージ図）



わが国に武力攻撃として弾道ミサイルなど¹³が飛来した場合には、武力攻撃事態における防衛出動により対処する。一方、わが国に弾道ミサイルなどが飛来する場合に、武力攻撃事態が認定されていないときには、迅速かつ適切な対処を行うこと及び文民統制を確保することを十分考慮し、防衛大臣は、弾道ミサイルなどを破壊する措置をとることを命ずることができる。

弾道ミサイルなどへの対処に当たっては、空自航空総隊司令官を指揮官とする「BMD統合任務部隊」を組織し、JADGEなどを通じた一元的な指揮のもと、効果的に対処するための各種態勢をとる。また、弾道ミサイルの落下などによる被害には、陸自が中心となって対処する。

【参考】 図表Ⅲ-1-2-8 (BMD整備構想・運用構想（イメージ図）)

(2) 防衛省・自衛隊の対応

北朝鮮は、16（同28）年に入ってから、過去に例を見ない内容と頻度で弾道ミサイルの発射を

行っており、北朝鮮の弾道ミサイルの脅威は高まっている。同年中に発射された弾道ミサイルの合計は20発以上に上り、「人工衛星」と称する弾道ミサイル、配備済みのスカッド及びノドンのほか、開発中のムスダン及びSLBMも発射された。

Submarine-Launched Ballistic Missile

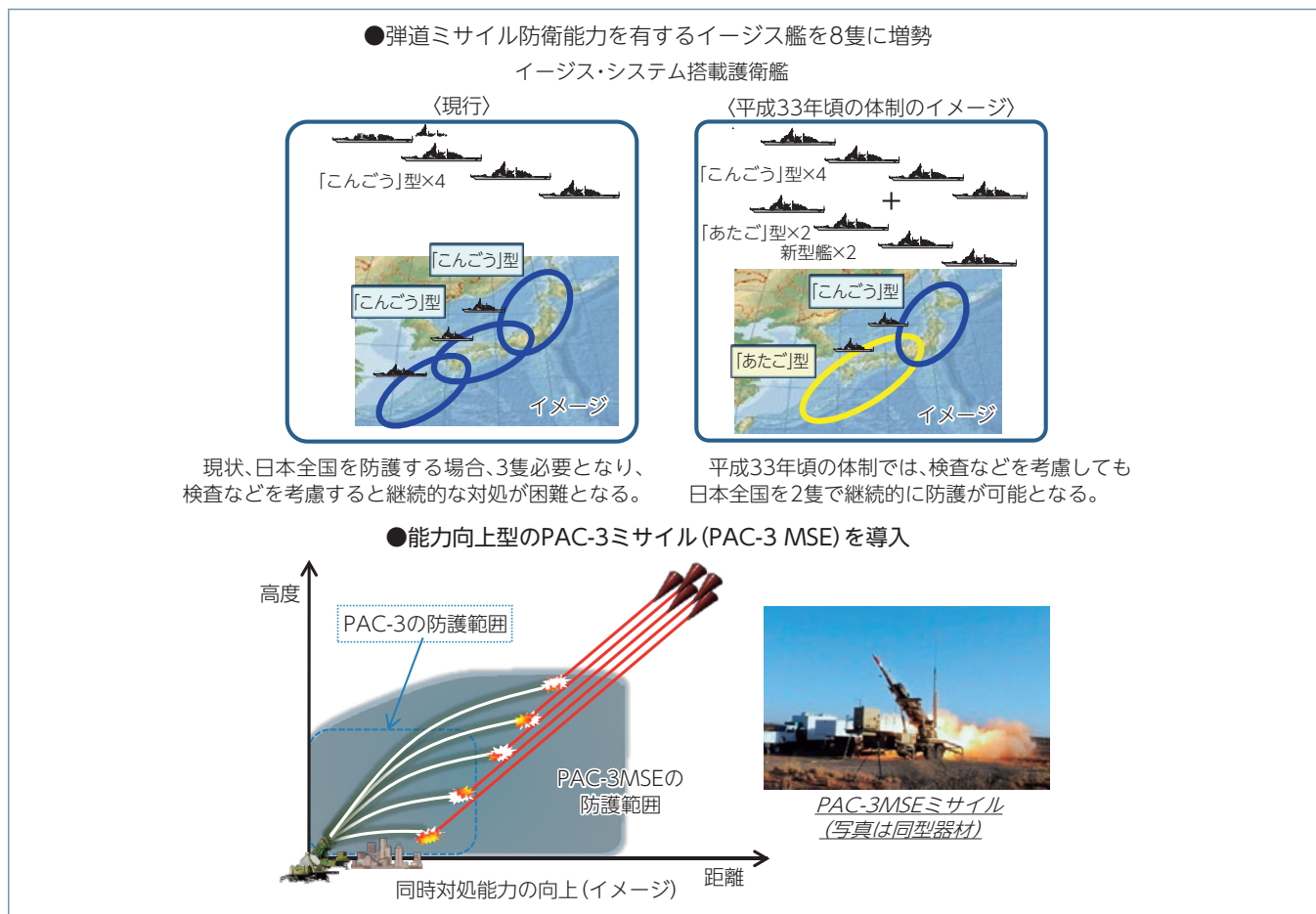
17（同29）年に入ってから、北朝鮮は、核・ミサイル開発のための活動を継続していく姿勢を崩しておらず、新型の可能性のあるものを含め、弾道ミサイルの発射を繰り返している。

このため、防衛省・自衛隊は、引き続き、米国や韓国とも緊密に連携しつつ、いかなる事態にも対応できるよう、情報収集や警戒監視などに万全を期している。

BMDシステムを効率的・効果的に運用するためには、在日米軍をはじめとする米国との協力が必要不可欠である。このため、これまでの日米安全保障協議委員会（「2+2」会合）において、BMD運用情報及び関連情報の常時リアルタイムでの共有をはじめとする関連措置や協力の拡大について決定してきた。

¹³ 弾道ミサイルその他その落下により、人命又は財産に対する重大な被害が生じると認められる物体であって、航空機以外のものをいう。

図表Ⅲ-1-2-9 弾道ミサイル対処能力の総合的な向上



また、わが国は従来から、弾道ミサイルの対処にあたり、早期警戒情報(SEW)¹⁴を米軍から受領するとともに、米軍がわが国に配備しているBMD用移動式レーダー(TPY-2レーダー)やイージス艦などを用いて収集した情報について情報共有を行うなど、緊密に協力している。なお、訓練などによる日米対処能力の維持・向上、検証なども積極的に行われており、平成22(2010)年度以降、日米艦艇などをネットワークで接続して、弾道ミサイル対処のシミュレーションを行うBMD特別訓練を行い、戦術技量の向上と連携の強化を図っている。また、日米のみならず、日米韓の連携も強化していくことが重要である。このため、16(同28)年6月のハワイ周辺海域における日米韓ミサイル警戒演習(パシフィック・ドラゴン2016)の実施を皮切りに、同年11月、17(同29)年1月及び3月には、わが国周辺海域におい

て日米韓3か国による弾道ミサイル情報共有訓練を実施し、日米韓3か国の連携強化を図った。また、同年11月23日、日韓秘密軍事情報保護協定¹⁵が発効したことから、北朝鮮の核・ミサイルに関する情報を含め、各種事態への実効的かつ効果的な対処に必要となる様々な秘密情報を日韓間で直接交換したものが保護される枠組みが整備され、日米韓のさらなる関係強化が期待される。

なお、平素より、自衛隊は弾道ミサイル対処能力の向上を図るため各種訓練を実施しているところであるが、特に北朝鮮による弾道ミサイルの発射が相次いでいることも考慮し、防衛大臣から、17(同29)年6月より、順次、全国的にPAC-3機動展開訓練を実施し、弾道ミサイル対処能力の向上と国民の安全・安心感の醸成を図っていく旨を公表した。

¹⁴ わが国の方向へ発射される弾道ミサイルなどに関する発射地域、発射時刻、落下予想地域、落下予想時刻などのデータを、発射直後、短時間のうちに米軍が解析して自衛隊に伝達する情報(1996(平成8)年4月から受領開始)

¹⁵ 正式名称は、「秘密軍事情報の保護に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定」であり、16(平成28)年11月23日、韓国ソウルにおいて、長嶺駐韓大使とハン・ミング国防長官との間で署名された。



弾道ミサイル防衛用能力向上型迎撃ミサイル (SM-3ブロックⅡ A) の開発

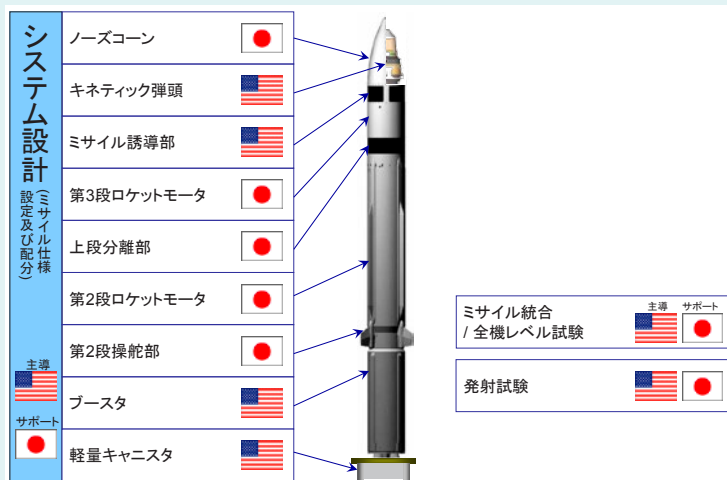
新たな弾道ミサイル防衛用のミサイルとして、SM-3 ブロックⅡ Aを開発しています。

SM-3 ブロックⅡ Aは、イージス艦から発射され、飛来する弾道ミサイルを迎撃するミサイルです。

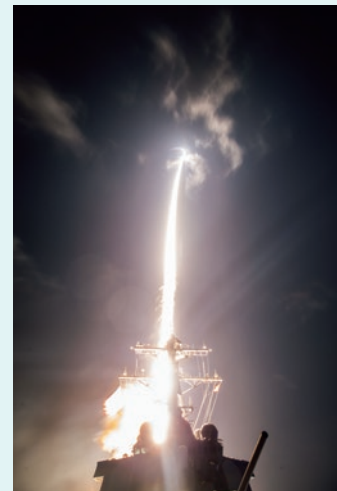
従来のSM-3 ブロックⅠ Aに比べて性能が大幅に向上するため、防護範囲が拡大します。また、通常よりも高い軌道（ロフテッド軌道）で飛来する弾道ミサイルなどへの対処能力も向上しており、今後、量産・配備されれば、我が国の弾道ミサイルへの備えは、飛躍的に強化されることになります。

なお、SM-3 ブロックⅡ Aは、日米共同開発のミサイルです。日米が連携・協力して研究開発を進めてきたことは、日米の結びつきの強化に貢献してきました。また、開発・製造を通じて培われる先進的な技術力やノウハウを踏まえれば、わが国の防衛産業にとっても、日米共同開発の意義は大きいと言えます。

平成29年2月の発射試験では弾道ミサイルを模した標的の迎撃に成功し、SM-3 ブロックⅡ Aの開発は最終段階に入っています。早期の開発完了に向けて、日米両国の努力が続けられています。



SM-3 ブロックⅡ Aの日米の開発分担



SM-3 ブロックⅡ Aの発射試験の様子
(17 (平成29) 年2月 米国ハワイ沖)

【参考】 I 部2章2節1項（北朝鮮）、2章1節4項2（日韓防衛協力・交流）、資料40（わが国のBMD整備への取組の変遷）、資料41（弾道ミサイルなどへの対処の流れ）

(3) BMD体制の強化

防衛省は、厳しい安全保障環境を踏まえ、弾道ミサイル攻撃への対処能力を向上させるため、現在6隻ある海自のイージス艦のうち、BMD能力を有しなかったイージス艦「あたご」及び「あしがら」を改修し、BMD能力を付与する事業を実施している。また、平成27年度及び平成28年度予算でBMD能力を有するイージス艦2隻を追加取得することとした。これにより、平成32(2020)年度には、BMDに対応可能なイージス艦が現行の4隻から8隻に増加する予定である。

また、より高性能化・多様化する将来の弾道ミ

サイルの脅威に対処するため、現在、イージス艦に搭載するSM-3 ブロックⅠ Aの後継となるBMD用能力向上型迎撃ミサイル (SM-3 ブロックⅡ A) を日米共同で開発している。

16 (同28) 年12月の国家安全保障会議（九大臣会合）において、共同生産・配備段階への移行を決定するとともに、平成29年度予算においては、初めてSM-3 ブロックⅡ Aの取得のための経費を計上した。なお、SM-3 ブロックⅡ Aの取得・配備は平成33 (2021) 年度を計画している。

SM-3 ブロックⅡ Aは、これまでのSM-3 ブロックⅠ Aと比較して、迎撃可能高度や防護範囲が拡大するとともに、撃破能力が向上し、さらに同時対処能力についても向上すると考えている。また、「おとり」などの迎撃回避手段を備えた弾道ミサイルや通常の軌道よりも高い軌道（ロフテッド軌

道¹⁶⁾をとることにより迎撃を回避することを意図して発射された弾道ミサイルなどに対しても、迎撃能力が向上すると考えている。

今後、BMD能力を有するイージス艦が8隻体制になり、SM-3ブロックⅡAが配備されることにより、平成33(2021)年度頃には、日本全国を継続的に防護し得る体制が強化される計画である。

ペトリオットPAC-3についても、能力向上型であるPAC-3 MSEをできる限り早期に導入できるよう、必要な経費を平成28年度第3次補正予算に計上した。PAC-3MSEの導入により、迎撃高度は十数キロから数十キロへと延伸することとなり、現在のPAC-3と比べ、おおむね2倍以上防護範囲(面積)が拡大する。

防衛省としては、引き続き防衛大綱などで示されたとおり、BMDシステムの即応態勢、同時対処能力及び継続的に対処できる能力を強化し、国民の生命・財産を守るために万全を期していく所存である。

なお、平成26(2014)年度から将来の弾道ミサイル迎撃体制の調査研究を実施しており、平成29年度予算においても、弾道ミサイル防衛能力の向上策を含むシミュレーションを実施することとしている。

【参考】 図表Ⅲ-1-2-9(弾道ミサイル対処能力の総合的な向上)

② 米国のミサイル防衛と日米BMD技術協力

(1) 米国のミサイル防衛

米国は、弾道ミサイルの飛翔経路上の①ブース

ト段階、②ミッドコース段階、③ターミナル段階の各段階に適した防衛システムを組み合わせ、相互に補って対応する多層防衛システムを構築している。日米両国は、弾道ミサイル防衛に関して緊密な連携を図ってきており、米国保有のミサイル防衛システムの一部が、わが国に段階的に配備されている¹⁷⁾。

(2) 日米BMD技術協力など

平成11(1999)年度から、海上配備型上層システムの日米共同技術研究に着手した結果、当初の技術的課題を解決する見通しを得たことから、05(同17)年12月の安全保障会議及び閣議において、この成果を技術的基盤として活用し、BMD用能力向上型迎撃ミサイルの日米共同開発¹⁸⁾に着手することを決定した。同共同開発は、防護範囲を拡大し、より高性能化・多様化する将来脅威に対処することを目的として06(同18)年6月から開始されている。

17(同29)年2月及び6月、日米両国は、米国ハワイ沖においてSM-3ブロックⅡAの海上発射試験を実施した。この試験は、弾道ミサイルを模した標的を、イージス艦から発射したSM-3ブロックⅡAによって迎撃するものである。平成29(2017)年度においては、これら海上発射試験のデータ解析などを行い、同年度の開発完了を目標としている。

¹⁶⁾ ミニマムエナジー軌道(効率的に飛翔し、射程を最も大きくする軌道)より高い軌道を取ることで、最大射程よりも短い射程となるが、落下速度が速くなる軌道

¹⁷⁾ 具体的には、06(平成18)年、米軍車力通信所にTPY-2レーダー(いわゆる「Xバンド・レーダー」)が配備され、BMD能力搭載イージス艦が、わが国及びその周辺に前方展開している。また、同年10月には沖縄県にペトリオットPAC-3を、07(同19)年10月には青森県に統合戦術地上ステーション(JTAGS)を配備した。さらに、14(同26)年12月には、米軍経ヶ岬通信所に2基目のTPY-2レーダーを配備した。

¹⁸⁾ これらの日米共同開発に関しては、わが国から米国に対して、BMDにかかわる武器を輸出する必要性が生じる。これについて、04(平成16)年12月の内閣官房長官談話において、BMDシステムに関する案件は、厳格な管理を行う前提で武器輸出三原則等によらないとされた。このような経緯を踏まえ、SM-3ブロックⅡAの第三国移転は、一定の条件のもと、事前同意を付与できるとわが国として判断し、11(同23)年6月の日米安全保障協議委員会(I2+2)会合の共同発表においてその旨を発表した。
なお、14(同26)年4月、防衛装備移転三原則(移転三原則)が閣議決定されたが、同決定以前の例外化措置については、引き続き移転三原則のもとで海外移転を認め得るものと整理されている。

ラや特殊部隊の搜索及び撃破を重視して対応する。警戒監視による早期発見や兆候の察知に努め、必要に応じ、原子力発電所などの重要施設の防護のために部隊を配置し、早期に防護態勢を確立する。そのうえで、ゲリラや特殊部隊が領土内に潜入した場合、偵察部隊や航空部隊などにより搜索・発見し、速やかに戦闘部隊を展開させたうえで、これを包囲し、捕獲又は撃破する。

【参考】 図表Ⅲ-1-2-10 (ゲリラや特殊部隊による攻撃に対処するための作戦の一例)

③ 武装工作員などへの対処

(1) 基本的考え方

武装工作員などによる不法行為には、警察機関が第一義的に対処するが、自衛隊は、生起した事案の様相に応じて対応する。その際、警察機関との連携が重要であり、治安出動に関しては自衛隊と警察との連携要領についての基本協定²⁰や陸自の師団などと全都道府県警察との間での現地協定などを締結している²¹。

(2) 防衛省・自衛隊の取組

陸自は各都道府県警察との間で、全国各地で共同実動訓練を継続して行っており、12 (平成24) 年以降は各地の原子力発電所の敷地においても実施²²するなど、連携の強化を図っている。さらに、海自と海上保安庁との間でも、継続して不審船対処にかかる共同訓練を実施している。

④ 核・生物・化学兵器への対処

近年、大量無差別の殺傷や広範囲な地域の汚染が生じる核・生物・化学 (NBC) 兵器とその運搬手段及び関連資器材が、テロリストや拡散懸念国などに拡散する危険性が強く認識されている。

1995 (同7) 年の東京での地下鉄サリン事件²³などは、こうした兵器が使用された例である。

(1) 基本的考え方

わが国でNBC兵器が使用され、これが武力攻撃に該当する場合、防衛出動によりその排除や被災者の救援などを行う。また、武力攻撃に該当しないが一般の警察力で治安を維持することができない場合、治安出動により関係機関と連携して武装勢力などの鎮圧や被災者の救援を行う。さらに、防衛出動や治安出動に該当しない場合であっても、災害派遣や国民保護等派遣により、陸自の化学科部隊や各自衛隊の衛生部隊を中心に被害状況に関する情報収集、除染活動、傷病者の搬送、医療活動などを関係機関と連携して行う。

(2) 防衛省・自衛隊の取組

防衛省・自衛隊は、NBC兵器による攻撃への対処能力を向上するため、陸自の中央特殊武器防護隊、対特殊武器衛生隊などを保持するほか、化学及び衛生科部隊の人的充実を行っている。さらに、特殊な災害に備えて初動対処要員を指定し、約1時間で出動できる態勢を維持している。

海自及び空自においても、艦船や基地などにおける防護器材の整備を行っている。



高浜原発における北陸3県警と陸自第14普通科連隊との共同訓練において機動隊員を輸送する陸自ヘリ (16 (平成28) 年11月)

²⁰ 防衛庁 (当時) と国家公安委員会との間で締結された「治安出動の際における治安の維持に関する協定」(1954 (昭和29) 年に締結。00 (平成12) 年に全部改正)

²¹ 04 (平成16) 年には、治安出動の際における武装工作員等事案への共同対処のための指針を警察庁と共同で作成している。

²² 12 (平成24) 年には伊方発電所 (愛媛県)、13 (同25) 年には泊発電所 (北海道)、美浜発電所 (福井県)、14 (同26) 年には島根原子力発電所 (島根県)、15 (同27) 年には東通原子力発電所 (青森県)、柏崎刈羽原子力発電所 (新潟県)、16 (同28) 年には高浜発電所 (福井県)、17 (同29) 年には浜岡原子力発電所 (静岡県) の敷地においても訓練を実施している。

²³ 通勤客で混雑する地下鉄車内にオウム真理教信者が猛毒のサリンを散布し、死者12名 (オウム真理教教祖麻原彰晃こと松本智津夫に対する判決で示された死者数) などを出した事件。自衛隊は、車内、駅構内の除染、警察の鑑識支援を行った。

5 海洋安全保障の確保に向けた取組

① 政府としての基本的考え方

国家安全保障戦略においては、「開かれ安定した海洋」の維持・発展に向け主導的な役割を發揮し、シーレーンにおける様々な脅威に対して海賊対処などの必要な措置を取り、海上交通の安全を確保することや、海洋安全保障に係る二国間・多国間の共同訓練などに取り組むこととしているほか、わが国のシーレーン沿岸国などの海上保安能力の向上を支援することとしている。

また、13（平成25）年4月に閣議決定された新たな海洋基本計画²⁴では、海洋の安全を確保するため、広域的な常時監視体制の強化や、艦船、航空機などの計画的な整備、自衛隊と海上保安庁との連携体制の強化、沿岸、離島の治安・安全確保のための連携体制の構築などに取り組むこととしているほか、海洋の秩序の形成・発展に貢献するため、多国間及び二国間の海洋協議などの場を活用して国際的なルールやコンセンサス作りに貢献することとしている。

② 防衛省・自衛隊の取組

防衛省・自衛隊は、「開かれ安定した海洋」の秩



アリゾナ記念館における慰霊のため米海軍将官艇に乗り込んだ
村川海幕長（右）とスウィフト米太平洋艦隊司令官（左）
（17（平成29）年1月）

序を維持し、海上交通の安全を確保するため、海賊対処行動を実施するほか、同盟国などにより緊密に協力し、沿岸国自身の能力向上を支援するとともに、様々な機会を利用した共同訓練・演習の充実などの各種取組を推進している。

また、中国との間では、不測の事態の発生の回避・防止のため、海空連絡メカニズムの早期運用開始に向けた防衛当局間の協議を行っている。

Q 参照 2章1節4項4（日中防衛交流・協力）
2章2節（海洋安全保障の確保）

6 宇宙空間における対応

人工衛星を活用すれば、地球上のあらゆる地域へのリモートセンシングや通信、測位などが可能となることから、各国は、宇宙空間を積極的に活用しており、情報収集能力や指揮統制・情報通信能力の強化のため、画像収集衛星、通信衛星や測位衛星をはじめ各種衛星の能力向上に努めている。

こうした中、専守防衛を旨とするわが国にとっては、各種事態の兆候を事前に察知するための情報収集やわが国周辺海空域の警戒監視を強化する

うえで、また、自衛隊が国際平和協力活動などにおける通信手段などを確保するうえで、いかなる国家の領域にも属さず、地表の地形などの条件の制約を受けない宇宙空間の利用は極めて重要である。

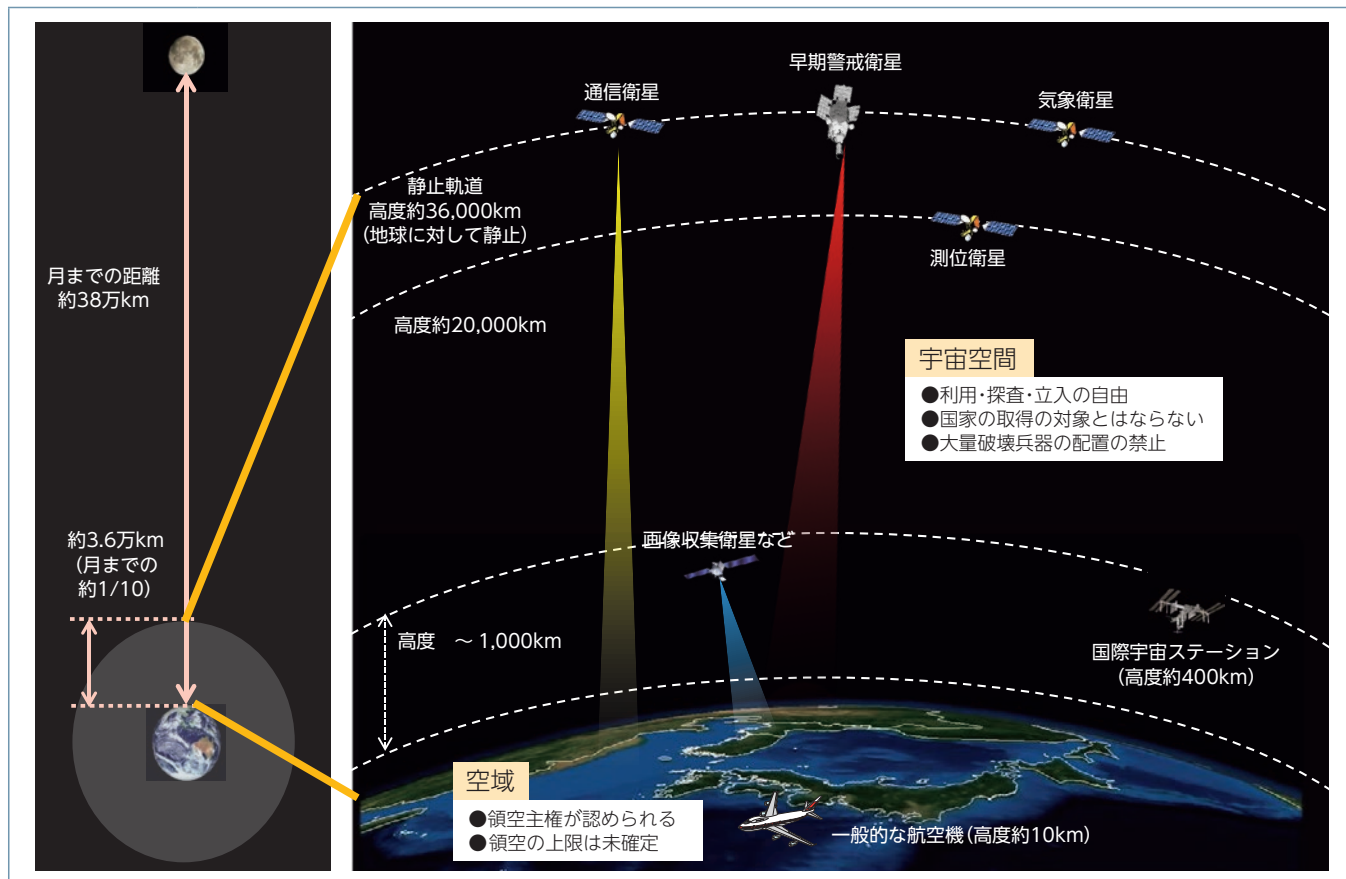
Q 参照 図表Ⅲ-1-2-11（宇宙利用のイメージ）

① 政府全体としての取組

12（平成24）年7月に内閣府に設置された宇宙

²⁴ 海洋をめぐる情勢の変化を踏まえ、①国際協調と国際社会の貢献、②海洋の開発・利用による富と繁栄、③「海に守られた国」から「海を守る国へ」、④未踏のフロンティアへの挑戦といった海洋立国日本の目指すべき姿を明記し、重点的に推進する取組を定めている。

図表Ⅲ-1-2-11 宇宙利用のイメージ



戦略室²⁵が、政府全体の宇宙開発利用に関する政策の企画・立案・調整などを行っている。宇宙政策を巡る環境の変化や、13（同25）年に閣議決定された「国家安全保障戦略」を踏まえ、15（同27）年1月には、内閣に設置されている宇宙開発戦略本部において、「宇宙基本計画²⁶」が決定された。この計画は、産業界における投資の「予見可能性」を高め、産業基盤を強化するための、今後20年程度を見据えた10年間の長期整備計画となっており、①宇宙安全保障の確保、②民生分野における宇宙利用の推進、③宇宙産業及び科学技術の基盤の維持・強化を目標としている。

16（同28）年11月には、わが国の宇宙開発利用の進展に対応していくため、「人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律」（宇宙活動法）、及び「衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律」（衛星リモセン法）の両法案が国会にて可決された。

宇宙活動法では、ロケットの打上げの許可制

や、賠償措置義務、政府補償など、わが国の宇宙開発及び利用における、公共の安全確保及び当該損害の被害者の迅速な保護を図るために必要な事項を、衛星リモセン法では、衛星リモートセンシング記録（いわゆる衛星画像）の適正な取扱いを確保するために必要な事項を定めており、今後、17（同29）年11月の施行を目指して、内閣府において施行令、施行規則の制定を進めている。

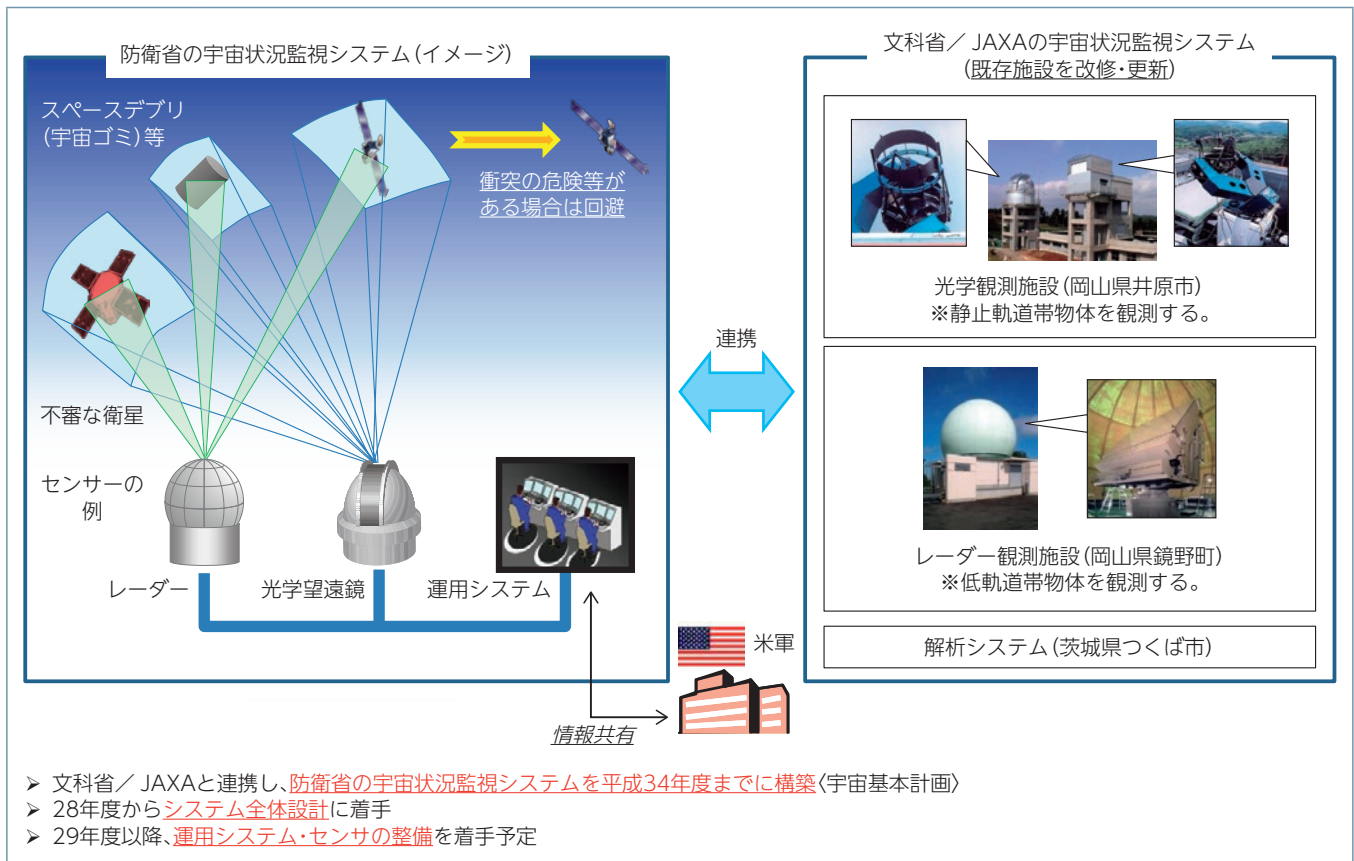
② 防衛省・自衛隊の取組

防衛省・自衛隊が今後とも多様な任務を効果的かつ効率的に遂行していくためには、宇宙空間の利用が極めて重要である。このため、防衛大綱では、宇宙空間における自衛隊の体制整備にあたり、様々なセンサーを有する各種の人工衛星を活用した情報収集能力や指揮統制・情報通信能力を強化するほか、宇宙状況監視の取組などを通じて衛星の抗たん性を高め、各種事態が発生した際に

²⁵ 16（平成28）年4月に、「宇宙戦略室」から「宇宙開発戦略推進事務局」に改組された。

²⁶ 16（平成28）年4月1日閣議決定

図表Ⅲ-1-2-12 宇宙状況監視（SSA）体制構築に向けた取組



も継続的に能力を発揮できるよう、効果的かつ安定的な宇宙空間の利用を確保することとしている。また、こうした取組に際しては、国内の関係機関や米国との有機的な連携を図ることとしている。

防衛省では、国家安全保障戦略、防衛大綱の策定を受け、「宇宙開発利用に関する基本方針」を、14（同26）年8月に改訂した。また、宇宙分野における日米防衛当局間の協力を一層促進する観点から、15（同27）年4月には、米国と「宇宙協力ワーキンググループ」（SCWG）を設置し、これまでに3回開催した。引き続き、①宇宙に関する政策的な協議の推進、②情報共有の緊密化、③専門家の育成・確保のための協力、④机上演習の実施など、幅広い分野での検討を推進している。

さらに、防衛省・自衛隊は、部隊運用で極めて重要な指揮統制などの情報通信に使用するため、17（同29）年1月、防衛省として初めて所有・運用するXバンド防衛通信衛星「きらめき2号」を打ち上げた。今後、統合機動防衛力の構築に向けた将来の通信所要などの増大を踏まえ、通信の統

合化や高速・大容量化を図るため、「きらめき1号」及び「きらめき3号」の着実な整備を進め、Xバンド防衛通信衛星全3機体制の早期実現を目指す。

③ 宇宙状況監視体制の構築

宇宙空間を利用するにあたっては、その安定的な利用を確保する必要がある。しかしながら、宇宙空間において、宇宙ゴミ（デブリ）が急激に増加しており、デブリと人工衛星が衝突して衛星の機能が著しく損なわれる危険性が增大している。また、人工衛星に接近して妨害・攻撃・捕獲するキラー衛星の開発・実証試験が進められていると推測されており、宇宙空間の安定的利用に対する脅威が増大している。このため、防衛省としては、宇宙基本計画を踏まえ、宇宙航空研究開発機構（JAXA）などの国内関係機関や米国と連携しつつ、宇宙を監視し、正確に状況を認識するための宇宙状況監視（SSA）体制の構築を目指しており、平成28（2016）年度に、システム全体の設計を

Xバンド防衛通信衛星2号機（「きらめき2号」）の打上げ

防衛省・自衛隊は、平成29年1月、防衛省・自衛隊として初めて所有・運用するXバンド防衛通信衛星「きらめき2号」を鹿児島県の種子島宇宙センターから打ち上げました。

これまでは民間のXバンド通信衛星3機により提供される衛星通信サービスを利用してきましたが、これらの衛星の設計寿命の到来に伴い、後継衛星3機を自衛隊で自ら所有・運用する形で順次整備を進めています。Xバンド通信衛星は、地形などの影響を比較的受けず覆域が広いという衛星通信の特長と、気象などの影響を受けにくく安定しているというXバンド通信の特長を兼ね備えているため、地理的に分散した自衛隊の部隊間での適時適切な通信が可能となります。このため、部隊運用において命令や調整などの情報通信に使用され、わが国の安全保障上極めて重要な通信インフラとなるものです。

これにより、①陸・海・空自衛隊の各部隊間での円滑な通信の確保、②これまで以上の大容量の画像・映像データを伝送可能な通信容量の充実、③海外など広域で活躍する部隊などへの通信所要の確保、という3点で能力が向上します。



「きらめき2号」打上げの様子
(種子島宇宙センター)【三菱重工/JAXA提供】



「きらめき2号」(イメージ図)

行い、平成29(2017)年度には、システムを構成する各種アセットの基本設計を行う予定である。

今後、防衛省では、自衛隊の活動を含むわが国の宇宙利用に資する衛星、スペースデブリ、不審な衛星に対し常時監視可能なセンサーの整備を検討することになっている。その際、関係政府機関等が一体となった効果的な運用体制を構築していく必要がある。この点、JAXAは、主として低高度

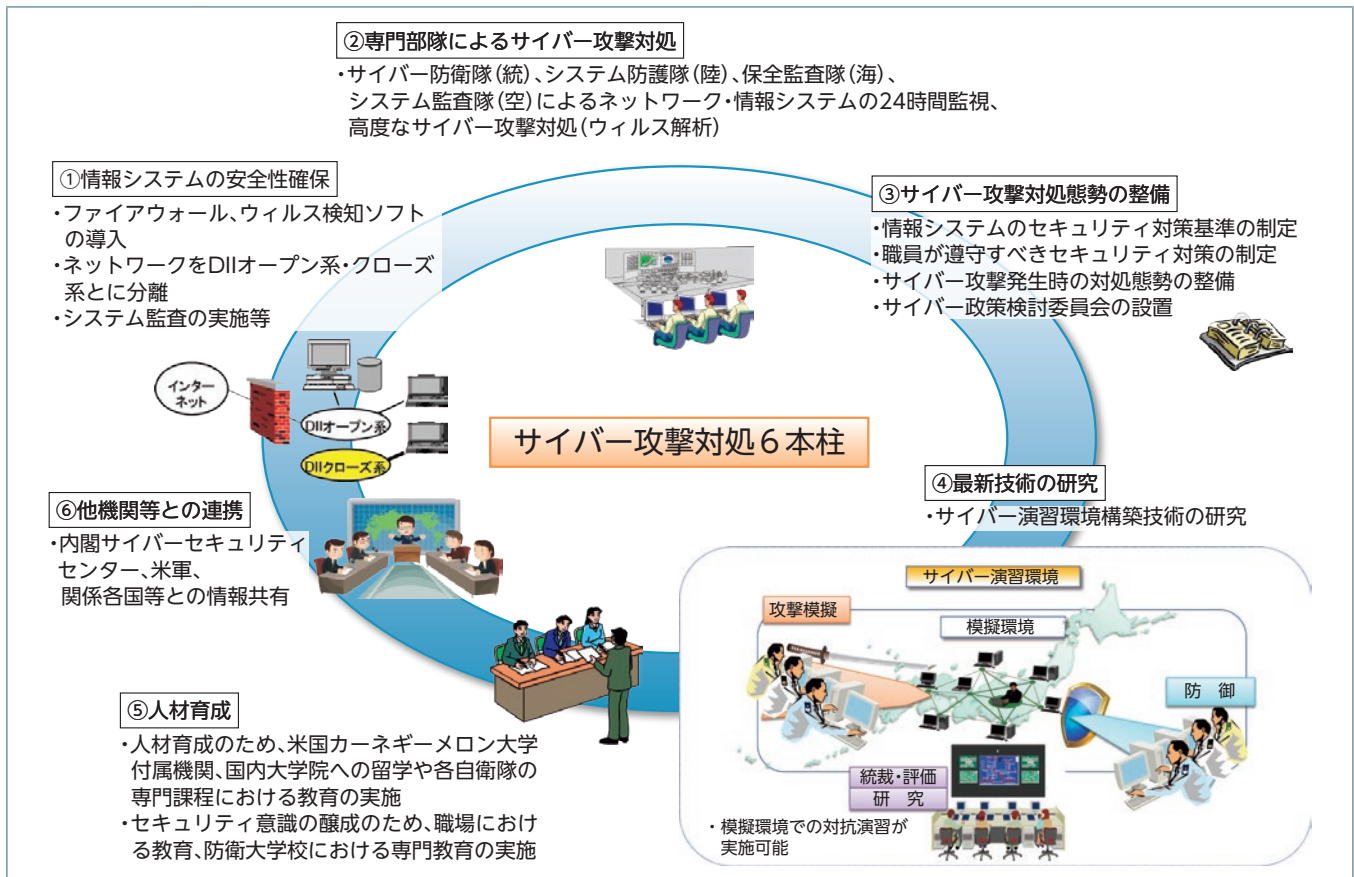
周回軌道(高度1,000km以下)を監視する能力を有するレーダー及び静止軌道(高度約36,000km)を監視する能力を有する光学望遠鏡を整備する計画を進めていることから、防衛省は、主として静止軌道を監視する能力を有するレーダーの整備を検討することになっている。

参照 Ⅱ部2章3節(平成29年度の防衛力整備)

図表Ⅲ-1-2-12(宇宙状況監視(SSA)体制構築に向けた取組)

7 サイバー空間における対応

図表Ⅲ-1-2-13 防衛省・自衛隊におけるサイバー攻撃対処のための総合的施策



情報通信技術は、その急速な発展と普及に伴い、現在では社会経済活動における基盤として必要不可欠なものとなっている。その一方で、ひとたびシステムやネットワークに障害が起きた場合、国民生活や経済活動に大きな打撃を与える可能性がある。これは防衛省・自衛隊でも同じであり、仮にサイバー攻撃により自衛隊の重要なシステムの機能が停止した場合、わが国の防衛の根幹に関わる問題が発生する可能性がある。

1 政府全体としての取組など

サイバーセキュリティに関し、平成27(2015)年度に政府機関への脅威と認知された件数は約613万件に上り、その脅威は年々深刻化している²⁷。

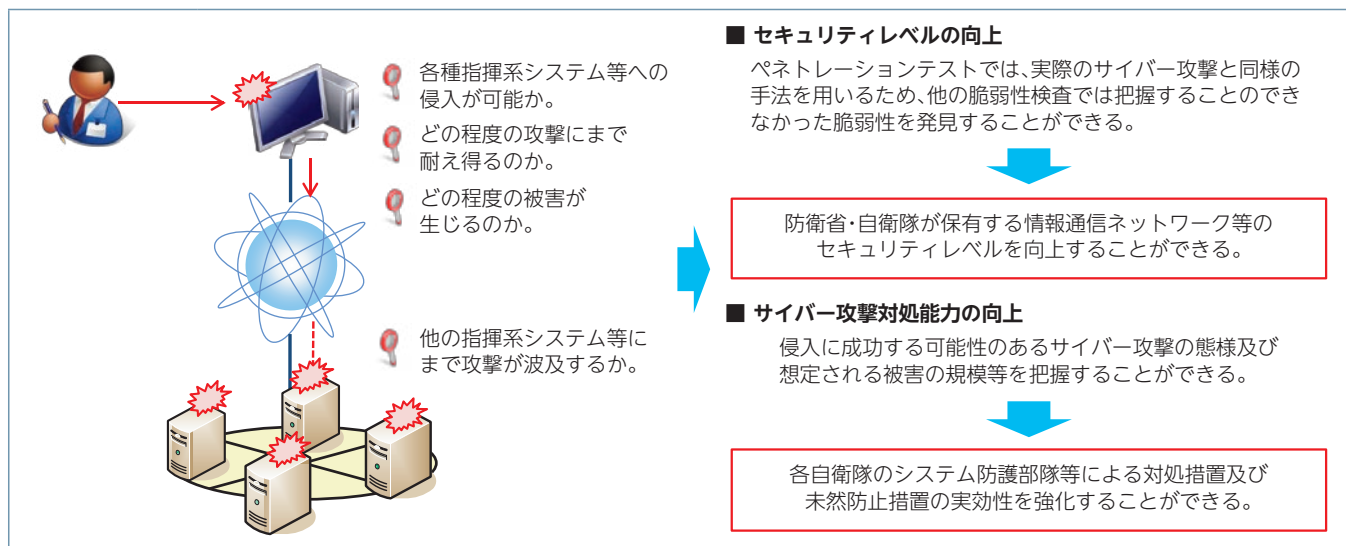
増大するサイバーセキュリティに対する脅威に対応するため、14(平成26)年11月には、わが国のサイバーセキュリティの施策の基本理念や国及び地方公共団体の責務などを明らかにするとともに、サイバーセキュリティに関する施策を総合的かつ効果的に推進し、わが国の安全保障などに寄与することを目的とした「サイバーセキュリティ基本法」が成立した。

これを受けて、15(同27)年1月には、内閣に「サイバーセキュリティ戦略本部」が、内閣官房に「内閣サイバーセキュリティセンター(NISC)²⁸」が設置され、サイバーセキュリティにかかる政策の企画・立案・推進と、政府機関、重要インフラなどにおける重大なサイバーセキュリティインシデント対策・対応の司令塔機能を担うこととなった。また、同年9月には、サイバーセキュリティ

²⁷ 「サイバーセキュリティ政策に係る年次報告(2015年度)」(平成28年6月13日サイバーセキュリティ戦略本部決定)による。

²⁸ サイバーセキュリティ基本法の成立に伴い、15(平成27)年1月に、「内閣官房情報セキュリティセンター」(NISC: National Information Security Center)から、「内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター」(NISC: National center of Incident readiness and Strategy for Cybersecurity)に改組され、サイバーセキュリティにかかる政策の企画・立案・推進と、政府機関、重要インフラなどにおける重大なサイバーセキュリティインシデント対策・対応の司令塔機能を担うこととされた。

図表Ⅲ-1-2-14 ペネトレーション・テストのイメージ



に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、「サイバーセキュリティ戦略」が策定され、自由、公正かつ安全なサイバー空間を創出、発展させ、もって経済社会の活力の向上及び持続的発展、国民が安全で安心して暮らせる社会の実現、国際社会の平和、安定及びわが国の安全保障に寄与することとされた。

② 防衛省・自衛隊の取組

(1) 政府全体としての取組への貢献

防衛省は、警察庁、総務省、経済産業省、外務省と並んで、サイバーセキュリティ戦略本部の構成員として、NISCを中心とする政府横断的な取組に対し、サイバー攻撃対処訓練への参加や人事交流、サイバー攻撃に関する情報提供などを行っているほか、CYMATに対し要員を派遣している。

CYber incident Mobile Assistance Team

(2) 防衛省・自衛隊独自の取組

防衛省・自衛隊独自の取組として、「自衛隊指揮通信システム隊」などが24時間態勢で通信ネットワークを監視している。また、14（同26）年3月には、「自衛隊指揮通信システム隊」のもとに「サイバー防衛隊」を新編し、体制を充実・強化している。

このほか、防衛省・自衛隊では、情報通信シス

テムの安全性向上を図るための侵入防止システムなどの導入、サイバー防護分析装置などの防護システムの整備、サイバー攻撃対処に関する態勢や要領を定めた規則²⁹の整備、人的・技術的基盤の整備、情報共有の推進、最新技術の研究など、総合的な施策を行っている。

平成29年度予算では、日々高度化・巧妙化するサイバー攻撃に適切に対応するため、「サイバー防衛隊」の体制をさらに強化することとしている。具体的には、自衛隊の指揮統制システムや情報通信ネットワークを模擬したサイバー演習空間を用いて実戦的なサイバー演習を行う体制や、実際のサイバー攻撃と同じ手法を用いて自衛隊の指揮統制システムなどの脆弱性などを検査（ペネトレーション・テスト）する体制を整備するとともに、あわせて人員を増員することとしている。

Q 参照 図表Ⅲ-1-2-13（防衛省・自衛隊におけるサイバー攻撃対処のための総合的施策）、図表Ⅲ-1-2-14（ペネトレーション・テストのイメージ）、資料42（防衛省のサイバーセキュリティに関する近年の取組）

(3) 米国との協力

同盟国である米国との間では、共同対処も含め包括的な防衛協力が不可欠であることから、防衛当局間の枠組みとして「日米サイバー防衛政策ワーキンググループ」（CDPWG）を設置した。この枠組みでは、①サイバーに関する政策的な協

Cyber Defense Policy Working Group

²⁹ 防衛省の情報保証に関する訓令（平成19年防衛省訓令第160号）などがある。



サイバー攻撃対処の最前線

自衛隊指揮通信システム隊（市ヶ谷） サイバー防衛隊長 1等空佐 ^{てらかわ}寺川 ^{せいじ}清司

防衛省・自衛隊において、サイバー空間は、政策策定、部隊運用、人事管理、広報、研究開発など、業務のあらゆる側面で活用されており、その安定的な利用の確保は、防衛省・自衛隊の任務遂行の成否に直結する極めて重要な要素となっています。

サイバー防衛隊では、全自衛隊の共通ネットワークである防衛情報通信基盤（DII）を主体に、平素から24時間態勢でサイバー攻撃を監視し、攻撃を検知した際には、ウィルスやログの解析、攻撃などの遮断、関係部署との連携などといった対処を我々が一丸となって実施しています。

特に、近年はサイバー攻撃の手法がより高度化・巧妙化しており、サイバー防衛の最前線で日々サイバー攻撃に対処している我々は、その攻撃を肌で感じながら、検知が困難な攻撃者からのサイバー攻撃を発見するための独自ツールを開発するなど、日々対処能力を向上させています。

平成29年度には、実戦的サイバー演習の実施体制及びペネトレーション・テストの実施体制を整備することが計画されており、これらに備えて隊員の育成や実戦能力の向上などに一層取り組んでいるところです。



サイバー演習に参加中のサイバー防衛隊の隊員

議の推進、②情報共有の緊密化、③サイバー攻撃対処を取り入れた共同訓練の推進、④専門家の育成・確保のための協力、などについて、5回にわたり会合を実施している。また、15（同27）年5月には今後の具体的な協力の方向性を示した共同声明を発表した。

また、日米両政府全体の取組である「日米サイバー対話」への参加や、02（同14）年より議論を重ねてきた、防衛当局間の枠組みである「日米ITフォーラム」の開催、米陸軍のサイバー教育機関への連絡官の派遣を通じ、米国との連携強化を一層推進していくこととしている。

（4）その他の国などとの協力

英国、オーストラリア、エストニアなどとの間で、防衛当局間によるサイバー協議を設け、脅威認識やそれぞれの取組に関する意見交換を行っている。またNATOとの間では、防衛当局間のサイバー協議である「日NATOサイバー防衛スタッフトークス」を設けているほか、NATOが主催す

North Atlantic Treaty Organization

るサイバー防衛演習（Cyber Coalition）にオブザーバー参加するなど、運用面での協力も見据えた取組を行っている。さらに、エストニアに設置されているNATOサイバー防衛協力センター（CCDCOE）が主催する「サイバー紛争に関する国際会議」（CyCon）に参加しているほか、同センターが主催するサイバー防衛演習（Locked Shields）へもオブザーバー参加している。

このほか、シンガポール、ベトナム、インドネシアの防衛当局間で、ITフォーラムを実施し、サイバーセキュリティを含む情報通信分野の取組及び技術動向に関する意見交換を行っている。

サイバー攻撃が国境を越えて行われることを踏まえれば、米国以外の国などとの間でもサイバーセキュリティに関する協力を推進していくことが重要であり、今後も、各国の防衛当局やCCDCOEなどの関係機関との意見交換やサイバー防衛演習への積極的な参加を通じ、サイバー分野における国際連携を強化していく。

国内においては、13（同25）年7月に、サイ

バーセキュリティに関心の深い防衛産業10社程度をコアメンバーとする「サイバーディフェンス連携協議会」(CDC)を設置し、共同訓練などを

Cyber Defense Council

通じて、防衛省・自衛隊と防衛産業双方のサイバー攻撃対処能力向上に取り組んでいる。

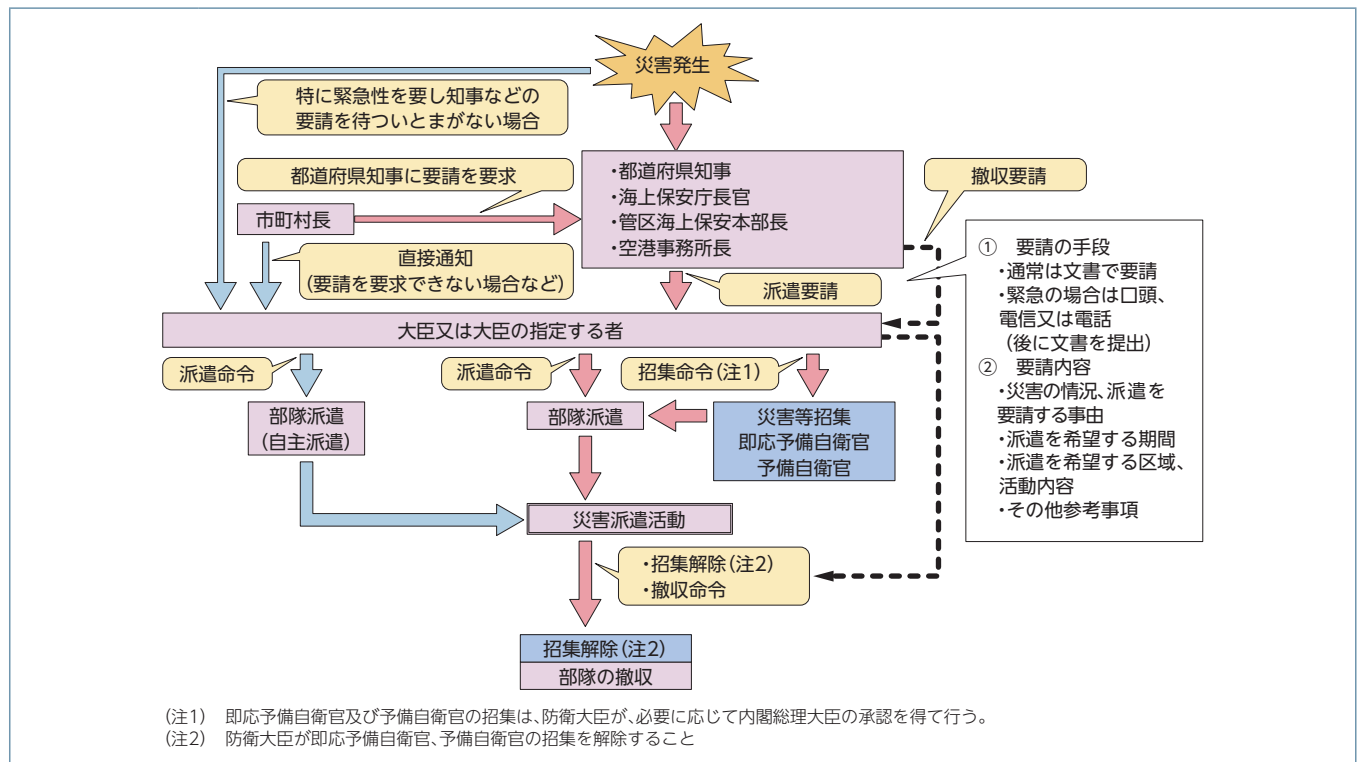
8 大規模災害などへの対応

自衛隊は、自然災害をはじめとする災害の発生時には、地方公共団体などと連携・協力し、被災者や遭難した船舶・航空機の捜索・救助、水防、医療、防疫、給水、人員や物資の輸送などの様々な活動を行っている。

① 災害派遣などの概要

災害派遣は、都道府県知事などが、災害に際し、防衛大臣又は防衛大臣の指定する者へ部隊などの派遣を要請し、要請を受けた防衛大臣などが、やむを得ない事態と認める場合に派遣することを原

図表Ⅲ-1-2-15 要請から派遣、撤収までの流れ



図表Ⅲ-1-2-16 大規模災害などに備えた待機態勢（基準）

共通 震度5弱以上の地震が発生した場合は、速やかに情報収集できる態勢
FAST-Force (陸自) 全国で初動対処部隊(人員：約3,900名、車両：約1,100両、航空機：約40機)が24時間待機し1時間を基準に出動 各方面隊ごとに、ヘリコプター(映像伝送)、化学防護、不発弾処理などの部隊が待機
FAST-Force (海自) 艦艇待機：地方総監部所在地ごと、1隻の対応艦艇を指定 航空機待機(約20機)：各基地において、15分～2時間を基準に出動
FAST-Force (空自) 対領空侵犯措置のための待機 航空救難及び緊急輸送任務のための待機(約10～20機)：各基地において、15分～2時間を基準に出動 ※震度5強以上の地震が発生した場合は、待機している航空機を任務転用して情報収集などを実施

則としている³⁰。これは、都道府県知事などが、区域内の災害の状況を全般的に把握し、都道府県などの災害救助能力などを考慮したうえで、自衛隊の派遣の可否などを判断するのが最適との考えによるものである。ただし、大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言³¹又は原子力災害対策特別措置法に基づく原子力緊急事態宣言が出されたときには、防衛大臣は、地震災害警戒本部長又は原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）の要請に基づき、派遣を命じることができる。

また、自衛隊は、災害派遣を迅速に行うための初動対処態勢を整えており、この部隊を「FAST-Force（ファスト・フォース）」と呼んでいる。

Q 参照 図表Ⅲ-1-2-15（要請から派遣、撤収までの流れ）
図表Ⅲ-1-2-16（大規模災害などに備えた待機態勢（基準））

② 防衛省・自衛隊の対応

(1) 自然災害への対応

ア 台風第10号に伴う大雨にかかる災害派遣

①16（平成28）年8月30日、台風第10号による大雨により道路の冠水、土砂崩れなどが発生し、岩手県釜石市橋野町及び下閉伊郡岩泉町で孤立者が発生した。同日、岩手県知事からの災害派遣要請を受け、自衛隊は、同年9月16日までの間、孤立者の救助、給水支援、道路啓開、人員及び物資輸送、給食支援、入浴支援を実施した。本派遣の規模は、人員延べ約2,090名、車両延べ約690両、航空機延べ77機に上った。

②同年同月31日、台風第10号による大雨により、北海道十勝地方及び上川地方において孤立者や断水などが発生した。同日、北海道知事からの災害派遣要請を受け、自衛隊は、上川地方については同年9月6日までの間、十勝地方については同月18日までの間、孤立者の救助、行方不明者搜索、給水支援、入浴支援、水防活動及び物資輸送を実施した。

図表Ⅲ-1-2-17 災害派遣の実績（平成28年度）

区分	件数	のべ人員	のべ車両 (両)	のべ航空 機(機)	のべ艦艇 (隻)
風水害・地震など	10	8,045	2,511	148	0
急患輸送	409	1,977	0	432	0
搜索救助	25	4,880	398	74	11
消火支援	57	2,530	265	31	0
その他	14	15,691	2,650	40	0
合 計	515	33,123	5,824	725	11
熊本地震	—	約814,200	—	2,618	300

※熊本地震については、28年度の派遣実績から除く。

本派遣の規模は、人員延べ約1,705名、車両延べ約790両、航空機延べ19機、偵察ボート延べ5隻に上った。

イ 鳥取県中部を震源とする地震にかかる災害派遣

16（同28）年10月21日、鳥取県中部を震源とする地震（マグニチュード6.6）が発生し、鳥取県倉吉市、湯梨浜町及び北栄町で最大震度6弱を観測した。この地震により、鳥取県倉吉市内において断水が発生したことから、同日、鳥取県知事からの災害派遣要請を受け、自衛隊は、同年10月28日までの間、給水支援、公共施設等周辺整備を実施した。

本派遣の規模は、人員延べ約620名、車両延べ約140両、航空機延べ13機に上った。

ウ 鳥インフルエンザにかかる災害派遣

16（同28）年11月から17（同29）年3月にかけて、北海道、宮城県、千葉県、新潟県、岐阜県、佐賀県、熊本県、宮崎県の養鶏農場などにおいて、高病原性鳥インフルエンザの発生が確認され、速やかに鶏の殺処分などの防疫措置を行う必要が生じた。自衛隊は、各道県知事からの災害派遣要請を受け、鶏の殺処分などを実施した。

本派遣の規模は、北海道1件、宮城県1件、千葉県1件、新潟県2件、岐阜県1件、佐賀県1件、熊本県1件、宮崎県2件の合わせて10件で、人員延べ約9,105名、車両延べ約1,500両に上った。

³⁰ 海上保安庁長官、管区海上保安本部長及び空港事務所長も災害派遣を要請できる。災害派遣、地震防災派遣、原子力災害派遣について、①派遣を命ぜられた自衛官は、自衛隊法に基づく権限を行使できる。②災害派遣では予備自衛官及び即応予備自衛官に、地震防災派遣又は原子力災害派遣では即応予備自衛官に招集命令を発することができる。③必要に応じ特別の部隊を臨時に編成することができる。

³¹ 気象庁長官から、地震予知情報の報告を受けた場合において、地震防災応急対策を行う緊急の必要があると認めるとき、閣議にかけて、地震災害に関する警戒宣言を内閣総理大臣が発する。



岩手県における孤立者救助活動～台風第10号に伴う災害派遣～

第9師団第9特科連隊（岩手県滝沢市）第1大隊長 2等陸佐 間瀬 晃

平成28年8月、大型の台風10号が観測史上初めて東北地方へ上陸し、岩手県下閉伊郡岩泉町を中心として沿岸地域が甚大な被害を受けたことから、岩手県知事の災害派遣要請に基づき第9特科連隊第1大隊が派遣されました。当初、岩泉町内の多くの道路が冠水、土砂崩れなどにより孤立者救助などのために車両が利用できない困難な状況でした。さらに、次の台風12号の接近に伴う避難指示も出され、速やかに危険地域の孤立者を救助しなければ被害がさらに拡大するというまさに「時間との戦い」でした。全隊員が「一刻も早く救助する」という認識のもと、全力で任務を遂行したことに加え、日頃からの訓練の成果を発揮できたことで、多くの住民の安全と安心に貢献できたと感じました。



孤立者救助のため現地に進出した著者（中央上）
（平成28年9月）



北海道における孤立者救助活動～台風第10号に伴う災害派遣～

第5旅団第5戦車大隊（北海道河東郡鹿追町）第1中隊長 1等陸尉 羽鳥 正幸

平成28年8月31日未明、北海道河東郡清水町は台風10号による豪雨に見舞われ、北海道知事の災害派遣要請に基づき、私の所属する第5戦車大隊第1中隊が派遣されました。

私は同年8月に着任したばかりの中隊長として、被害状況が逐次判明する中で孤立者救助を指揮しました。今回の災害派遣活動は、日頃から自衛隊が培ってきた教育訓練及び地域との連携の成果であると確信するとともに、我々の行動が、国民の安心と安全の確保に寄与できていると強く肌で感じることができました。



孤立者救助前における現地調整中の著者（中央）（平成28年9月）

エ 山林火災にかかる災害派遣

17（同29）年4月から5月にかけて発生した山林火災のうち、岩手県、福島県、長野県、静岡県において、自治体により消火活動を実施するも鎮火に至らず、このため自衛隊は、各県知事からの災害派遣要請を受け、空中消火活動などを実施した。

本派遣の規模は、岩手県1件、福島県2件、長野県1件、静岡県1件の計5件で、人員延べ約2,735名、車両延べ555両、航空機延べ182機、散水量

約9,881.5t、散水回数2,483回に上った。

参照 図表Ⅲ-1-2-17（災害派遣の実績（平成28年度）
資料43（災害派遣の実績（過去5年間））

（2）救急患者の輸送など

自衛隊は、医療施設が不足している離島などの救急患者を航空機で緊急輸送（急患輸送）している。平成28（2016）年度の災害派遣総数516件のうち、409件が急患輸送であり、南西諸島（沖縄県、鹿児島県）や小笠原諸島（東京都）、長崎県



航海中の客船「飛鳥II」甲板からホイストで救急患者を救難機へと収容する
海自第73航空隊機上救護員（17（平成29）年5月）



空自小牧基地において機動衛生ユニットによる
急患輸送を行う隊員（16（平成28）年10月）

の離島などへの派遣が大半を占めている。

また、他機関の航空機では航続距離が短いなどの理由で対応できない、本土から遠く離れた海域で航行している船舶からの急患輸送や、火災、浸水、転覆など緊急を要する船舶での災害の場合については、海上保安庁からの要請に基づき海難救助を実施しているほか、状況に応じ、機動衛生ユニットを用いて重症患者をC-130H輸送機にて搬送する広域医療搬送も行っている。

さらに、平成28（2016）年度には、57件の消火支援を実施しており、そのうち、53件が自衛隊の施設近傍の火災への対応であった。

（3）原子力災害への対応

防衛省・自衛隊では、原子力災害に対処するため、「自衛隊原子力災害対処計画」を策定している。また、国、地方公共団体、原子力事業者が合同で実施する原子力総合防災訓練に参加し、自治体の避難計画の実効性の確認や原子力災害緊急事態における関係機関との連携強化を図っている。さらに、14（同26）年10月以降、内閣府（原子力防災担当）に自衛官（17（同29）年4月1日現在5人）を出向させ、原子力災害対処能力の実効性の向上に努めている。

（4）各種対処計画の策定

防衛省・自衛隊は、各種の災害に際し十分な規模の部隊を迅速に輸送・展開して初動対応に万全を期すとともに、統合運用を基本としつつ、要員

のローテーション態勢を整備することで、長期間にわたる対処態勢の持続を可能とする態勢を整備している。その際、東日本大震災などの教訓を十分に踏まえることとしている。

また、防衛省・自衛隊は、中央防災会議で検討されている大規模地震に対応するため、防衛省防災業務計画に基づき、各種の大規模地震対処計画を策定している。

（5）自衛隊が実施・参加する訓練

自衛隊は、大規模災害など各種の災害に迅速かつ的確に対応するため、各種の防災訓練を実施しているほか、国や地方公共団体などが行う防災訓練にも積極的に参加し、各省庁や地方自治体などの関係機関との連携強化を図っている。

ア 自衛隊統合防災演習（JXR）

Joint Exercise for Rescue

16（同28）年6月から7月にかけて、南海トラフ地震を想定して机上演習及び指揮所演習を行



離島統合防災訓練において海自輸送艦「おおすみ」への陸自車両搭載
（16（平成28）年8月）



大規模地震医療活動訓練において羽田空港で空輸した患者を救急車に引き継ぐ陸自第1ヘリ団（16（平成16）年8月）

い、自衛隊の震災対処能力の向上を図った。

イ 離島統合防災訓練（RIDEX）

Remote Island Disaster Relief Exercise

16（同28）年9月、沖縄県が計画する沖縄県総合防災訓練に参加し、離島における突発的な大規模災害への対処について実動による訓練を実施し、関係機関などとの連携の強化及び自衛隊の離島災害対処能力の維持・向上を図った。

ウ その他

16（同28）年7月には、陸自中部方面隊が南海トラフ地震を想定した訓練（南海レスキュー28）を、17（同29）年3月には陸自東部方面隊が首都直下地震を想定した訓練を実施するなど、震災対

処能力の向上を図った。

Q 参照 資料44（災害派遣にかかる主な訓練の実施及び参加実績（平成28年度））

（6）地方公共団体などとの連携

災害派遣活動を円滑に行うためには、平素から地方公共団体などと連携を強化することが重要である。このため、①自衛隊地方協力本部に国民保護・災害対策連絡担当官（事務官）を設置、②自衛官の出向（東京都の防災担当部局）及び事務官による相互交流（陸自中部方面総監部と兵庫県の間）、③地方公共団体からの要請に応じ、防災の分野で知見のある退職自衛官の推薦などを行っている。17（同29）年3月末現在、全国46都道府県・271市区町村に402人の退職自衛官が、地方公共団体の防災担当部門などに在籍している。このような人的協力は、防衛省・自衛隊と地方公共団体との連携を強化するうえで極めて効果的であり、東日本大震災などにおいてその有効性が確認された。特に、陸自各方面隊は地方公共団体の危機管理監などとの交流の場を設定し、情報・意見交換を行い、地方公共団体との連携強化を図っている。

Q 参照 資料74（退職自衛官の地方公共団体防災関係部局における在職状況）

9 在外邦人等の保護措置及び輸送への対応

防衛大臣は、外国での災害、騒乱、その他の緊急事態に際し、外務大臣から在外邦人等の警護、救出など、又は輸送の依頼があった場合、外務大臣と協議をしたうえで、自衛隊法第84条の3（在外邦人等の保護措置）又は同法第84条の4（在外邦人等の輸送）に基づき、当該在外邦人等の保護措置又は輸送を行うことができる。在外邦人等の保護措置については、15（平成27）年9月に成立した平和安全法制において、新たに規定が設けられたものである。

このような行動を迅速かつ適確に実施するため、自衛隊は、部隊を速やかに派遣する態勢をとっている。具体的には、陸自ではヘリコプター部隊と誘導輸送隊の要員を、海自では輸送艦などの艦艇（搭載航空機を含む）を、空自では輸送機

部隊と派遣要員をそれぞれ指定するなど、待機態勢を維持している。

在外邦人等の保護措置や輸送は、陸・海・空自の緊密な連携が必要となる。このため、在外邦人等の輸送については、平素から統合訓練などを行っており、16（同28）年8月には、ジブチにおいて自衛隊と米軍との連携強化を図ることを目的に、在外邦人等輸送訓練を実施した。さらに、16（同28）年12月には、在外邦人等の保護措置にかかる一連の流れを演練する初めての在外邦人等保護措置訓練を実施した。

また、毎年タイで行われている多国間共同訓練（コブラ・ゴールド）においては、17（同29）年2月に、外務本省や在タイ大使館などの協力を得て、同大使館職員やその家族などが参加した、在外邦

人等保護措置訓練において、運用の場面における一連の流れを演練し、在外邦人等保護措置に関する防衛省・自衛隊と外務省との連携を強化した。

16(同28)年7月のバングラデシュにおけるダッカ襲撃テロ事件において、被害邦人等の輸送のため、自衛隊法第84条の4(在外邦人等の輸送)に基づき、空自特別航空輸送隊(千歳基地所属)の政府専用機をバングラデシュ・ダッカに派遣し、被害邦人の御遺体(7人)と御家族などを本邦に輸送した。また、同年7月の南スーダンにおける情勢の悪化に際しては、空自C-130H輸送機を派遣し、大使館職員4名をジュバからジブチまで輸送した。



コブラゴールドにおける在外邦人等の保護措置訓練において
空自C-130H輸送機へ誘導する隊員(タイ)(17(平成29)年2月)

Q 参照 II部3章2節1項(平和安全法制整備法の概要)

10 侵略事態への備え

防衛大綱は、主に冷戦期に想定されていた大規模な陸上兵力を動員した着上陸侵攻のような侵略事態への備えについては、必要な範囲に限り保持することとしている。

このような事態への対応は、①防空のための作戦、②周辺海域の防衛のための作戦、③陸上の防衛のための作戦、④海上交通の安全確保のための作戦などに区分される。なお、これらの作戦の遂行に際し、米軍は「日米防衛協力のための指針」にあるとおり、自衛隊が行う作戦を支援するとともに、打撃力の使用を伴うような作戦を含め、自衛隊の能力を補完するための作戦を行う。

1 防空のための作戦

周囲を海に囲まれたわが国の地理的な特性や現代戦の様相³²から、わが国に対する本格的な侵略が行われる場合には、まず航空機やミサイルによる急襲的な航空攻撃が行われ、また、こうした航空攻撃は幾度となく反復されると考えられる。防空のための作戦³³は、空自が主体となって行う一般的な防空と、陸・海・空自が基地や部隊などを

守るために行う個別的な防空に区分できる。全般的な防空においては、敵の航空攻撃に即応して国土からできる限り遠方の空域で迎え撃ち、敵に航空優勢を獲得させず、国民と国土の被害を防ぐとともに、敵に大きな損害を与え、敵の航空攻撃の継続を困難にするよう努める。

Q 参照 図表Ⅲ-1-2-18(防空のための作戦の一例)

2 周辺海域の防衛のための作戦

島国であるわが国に対する武力攻撃が行われる場合には、航空攻撃に加えて、艦船などによるわが国船舶への攻撃やわが国領土への攻撃などが考えられる。また、大規模な陸上部隊をわが国領土に上陸させるため、輸送艦などの活動も予想される。周辺海域の防衛のための作戦は、洋上における対処、沿岸海域における対処、主要な海峡における対処及び周辺海域の防空からなる。これら各種の作戦の成果を積み重ねて敵の侵攻を阻止し、その戦力を撃破、消耗させることにより周辺海域を防衛する。

Q 参照 図表Ⅲ-1-2-19(周辺海域の防衛のための作戦の一例)

³² 現代戦においては、航空作戦は戦いの勝敗を左右する重要な要素となっており、陸上・海上作戦に先行又は並行して航空優勢を獲得することが必要である。

³³ 防空のための作戦は、初動対応の適否が作戦全般に及ぼす影響が大きいなどの特性を有する。このため、平素から即応態勢を保持し、継続的な情報の入手に努めるとともに、作戦の当初から戦闘力を迅速かつ総合的に発揮することなどが必要である。

図表Ⅲ-1-2-18 防空のための作戦の一例



(注1) 国土から離れた洋上における早期警戒管制機能を有し、地上の警戒管制組織を代替する管制能力を有する航空機
(注2) 敵機の接近に即応できるよう、戦闘機を武装した状態で空中待機させておくこと



F-35A 運用開始に向けた取組

空自航空総隊 中野 2 佐

F-35Aは、高いステルス性を有するとともに、これまでの戦闘機に比較して格段に進化したシステムを有しています。

平成28年11月17日、空自は、F-35A初号機を受領しました。29年5月現在、F-35Aの運用開始に向けて、4機のF-35Aを使用し、米国アリゾナ州ルーク空軍基地において操縦者の教育を実施しています。

同年2月7日、初飛行の日は快晴でした。高性能なシミュレーターなどによる事前訓練を入念に行うことで、F-35Aの初飛行を問題なく終えることが出来ました。F-35Aは操縦特性、状況認識能力にも優れており先端技術の粋を集めた、素晴らしい戦闘機であることを実感しました。初飛行は空自として新たな歴史のページを開くとともに、私の操縦者人生においても生涯忘れることのない出来事となりました。

今後、F-35Aは、三沢基地に配備される予定です。F-35Aは空自が保有する他の装備品とともにわが国の平和と安定に大きく寄与することを確認しています。また、米国における教育で修得した技術、知識及び米軍人と培った相互信頼関係をこれからも活かし、さらに強固な日米関係の構築に貢献したいと考えています。



F-35Aに搭乗し、飛行前点検中の筆者



飛行訓練中のF-35A

図表Ⅲ-1-2-19 周辺海域の防衛のための作戦の一例



3 陸上の防衛のための作戦

島国であるわが国を占領するには、侵攻国は海上・航空優勢を得て、海から地上部隊を上陸、空から空挺部隊などを降着陸させることとなる。

侵攻する地上部隊や空挺部隊は、艦船や航空機で移動している間や着上陸前後は、組織的な戦闘力を発揮するのが難しいという弱点がある。陸上の防衛のための作戦では、この弱点を捉え、できる限り沿岸海域と海岸地域の間や着陸地点で対処し、これを早期に撃破することが必要である。

Q 参照 図表Ⅲ-1-2-20 (陸上の防衛のための作戦の一例)

4 海上交通の安全確保のための作戦

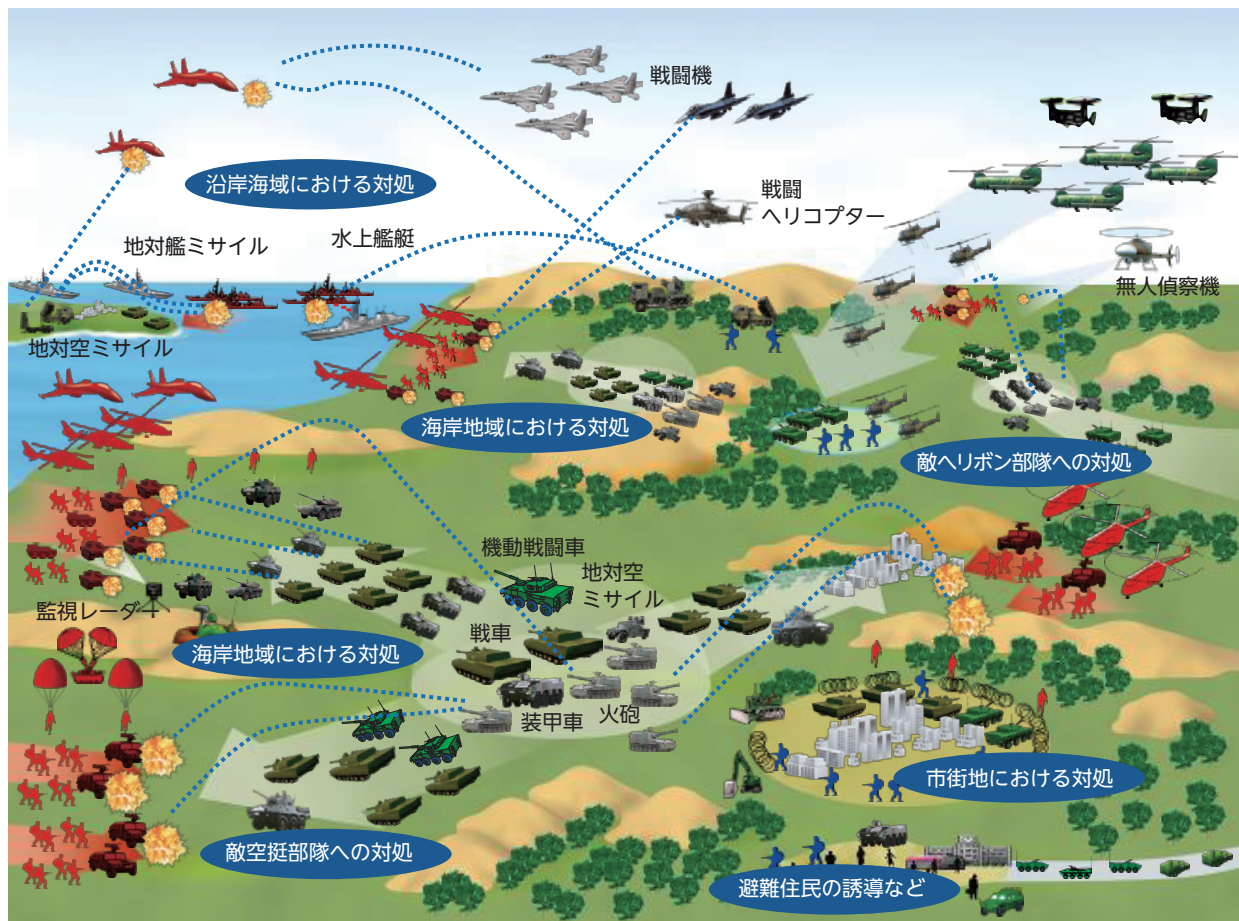
わが国は、資源や食料の多くを海外に依存しており、海上交通路はわが国の生存と繁栄の基盤を確保するための生命線である。また、わが国に対する武力攻撃等があった場合、海上交通路は、継戦能力の維持やわが国防衛のため米軍が来援する際の基盤となる。

海上交通の安全確保のための作戦では、対水上戦、対潜戦、対空戦、対機雷戦などの各種の作戦を組み合わせ、哨戒³⁴、船舶の護衛、海峡・港湾の防備を実施するほか、航路帯³⁵を設定してわが国の船舶などを直接護衛する。なお、海上交通路でのわが国の船舶などに対する防空(対空戦)は護衛艦が行い、状況により戦闘機などの支援を受ける。

³⁴ 敵の奇襲を防ぐ、情報を収集するなどの目的をもって、ある特定地域を計画的に見回ること

³⁵ 船舶を通航させるために設けられる比較的安全な海域。航路帯の海域、幅などは脅威の様相に応じて変化する。

図表Ⅲ-1-2-20 陸上の防衛のための作戦の一例



11 その他の対応

① 重要影響事態への対応

防衛省・自衛隊は、重要影響事態に際して、重要影響事態安全確保法や船舶検査活動法に基づき、後方支援活動としての物品・役務の提供や捜索救助活動、船舶検査活動を行うこととしている。

【参考】 Ⅱ部3章2節1項（平和安全法制整備法の概要）

② 軍事情報の収集

情勢の推移に応じた的確に防衛政策を立案し、また、各種事態への対処において防衛力を効果的に運用するためには、わが国周辺などにおける中長期的な軍事動向を把握するとともに、各種事態の兆候を早期に察知することが必要である。このため、防衛省・自衛隊は、平素から、各種の手段

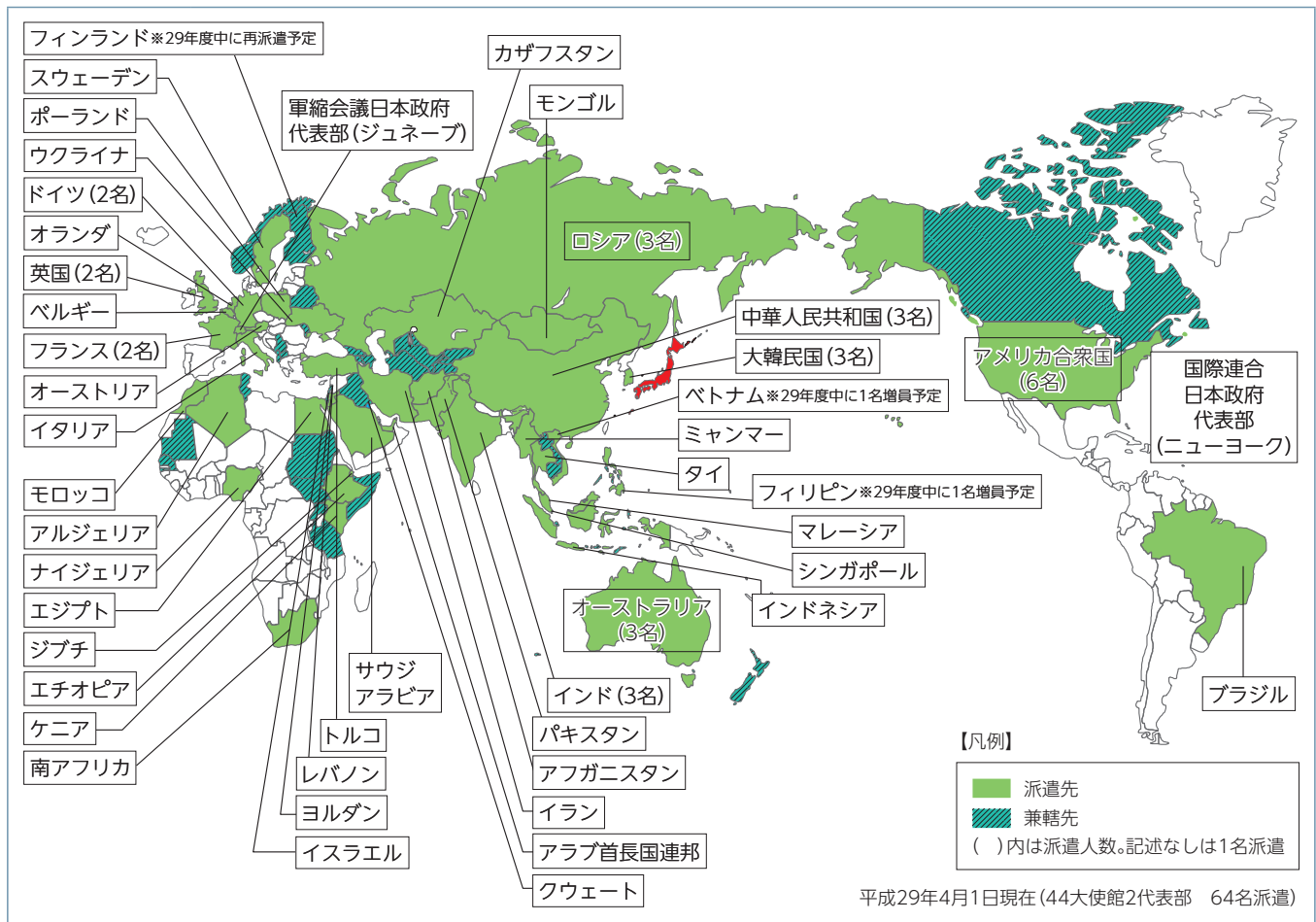
による情報の迅速・的確な収集に努めている。

防衛省・自衛隊による具体的な情報収集の手段としては、①わが国上空に飛来する軍事通信電波や電子兵器の発する電波などの収集・処理・分析、②各種画像衛星（情報収集衛星³⁶を含む）からのデータの収集・判読・分析、③艦艇・航空機などによる警戒監視、④各種公刊情報の収集・整理、⑤各国国防機関などとの情報交換、⑥防衛駐在官などによる情報収集などがあげられる。

わが国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増している中で、情報能力の強化が一層重要な課題となっていることから、防衛省は、現在、収集・分析・共有・保全などの全ての段階における情報能力の総合的強化を図っている。具体的には、各種情報を融合して情勢を視覚化するなどによる地理空間情報の高度な活用、教育課程の統合・強化な

³⁶ 情報収集衛星は、内閣衛星情報センターにおいて運用されているものであり、防衛省は他省庁とともに、情報収集衛星から得られる画像情報を利用している。

図表Ⅲ-1-2-21 防衛駐在官派遣状況



第1章

わが国の防衛を担う組織と実効的な抑止及び対処

どによる能力の高い分析官の確保、防衛駐在官の派遣体制の強化などを進めることとしている。

こうした中、17(平成29)年3月には、わが国の安全保障における中東地域の重要性、ISILの動向や国際テロに関する情報収集の必要性などを踏まえ、新たにヨルダン及びアラブ首長国連邦に防衛駐在官を派遣した。また、アジア太平洋地域における情報収集体制の強化や防衛協力の促進を図るため、モンゴルにも新たに防衛駐在官を派遣し

た。また、平成29(2017)年度中に、わが国にとって重要なシーレーンに位置するフィリピンやベトナムに防衛駐在官を追加派遣することを計画するとともに、ウクライナ情勢の悪化を始めとする昨今の欧州を巡る情勢の変化を受けて、平成26(2014)年度以降派遣をとりやめていたフィンランドに防衛駐在官を再派遣することを計画している。

【参考】 図表Ⅲ-1-2-21 (防衛駐在官派遣状況)